

愛知労働問題研究会 会報 第9号 2019年6月13日



編集・発行：愛知労働問題研究会・運営委員会

連絡先：〒456-0006 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 愛労連内

HP：<http://www.roren.net/romonken/> Email：aichiromonken@gmail.com

Facebook：<https://www.facebook.com/aichiromonken/>または

<https://m.facebook.com/aichiromonken/>

①「会報」の最新号以外は、上記のHPに掲載されています。

②メーリングリストやフェイスブックなどは、会員外にも情報が知られる可能性のあることを前提として活用しましょう。

③協力金や寄付金などの振り込みは下記の口座（名義：愛知労働問題研究会）まで

ゆうちょ銀行：店名二〇八（ニゼロハチ）、店番208、普通預金、番号2408778

ゆうちょ銀行の口座間：記号12080、番号24087781

【目次】

第9回定例研究会	1
I 報告：「学童保育指導員、働き続けることが困難な仕事～その課題をどう乗り越えるか～」	
田村一志さん（全日本建設交運一般労働組合愛知県本部委員長）	2
II コメント：中島 勝さん（愛知学童保育連絡協議会事務局次長）	7
III 質疑応答など	12
報告・コメント資料	24
運営委員会からのお知らせ	42

第9回定例研究会

*2019年5月18日（土）13時30分～16時30分頃、労働会館本館2階第3会議室

参加者名（個人会員7名、非会員3名）、＜文責在編集担当者＞

司会（知崎運営委員）

愛知労働問題研究会の第9回定例研究会を始めたいと思います。本日の司会進行を務めます愛知県労働組合総連合（愛労連）事務局長で研究会運営委員の知崎と申します。4月から働き方改革に関する法律が順次施行されています。ただ、いろいろ話を聞くと、国会で法律に付帯決議を付けた関係があって、使い勝手が悪いと企業から言われています。全国労働組合総連合（全労連）の調べによると、36協定について、愛知では届出をしている企業が全体の約36%で、静岡は約46%、日本全体では約20%の企業しか届出をしていないということです。全労連傘下の労働組合がある企業では、どの程度届出をしているか、少し不安材料もあって、調べていくことを計画しているようです。

本日の研究会は、「学童保育指導員、働き続けることが困難な仕事。その課題をどう乗り越えるか」ということで、全日本建設交運一般労働組合（建交労）・愛知学童保育支部書記長の田村さんに話をしていただき、その後、愛知学童保育連絡協議会事務局次長の中島さんからコメントをいただき、休憩を挟んで、皆さんからの意見交換を含む質疑応答の時間をとり、16時半を目途にお開きという予定になっていますので、最後までお付き合いください。それでは田村さん、よろしくお願いします。

I 報告：「学童保育指導員、働き続けることが困難な仕事～その課題をどう乗り越えるか～」

田村一志さん（全日本建設交運一般労働組合愛知県本部委員長）

紹介されました田村一志と申します。昨年9月の大会で建交労の愛知県本部委員長に選出されました。私が愛知の学童保育指導員になったのは、随分前になりますが、今日は労問研の研究会の報告者ということでお招きいただき、話をさせていただきます。レジュメに沿って、まず、学童保育の制度ができてきたところをかいつまんで話をします。

1. 学童保育の制度

戦後すぐの時期ですが、女性たちの中に、いわゆる戦災未亡人など働かなければならない人々が現れ、私どもの組合の前身である全日自労（全日本自由労働組合）もそうでしたが、女性が働き続けるには子どもを預ける場所が必要であるということで、今でいう乳幼児の保育所作りが始まりました。その延長で、小学校に上がる子どもを預けて自分が安心して働ける「学童保育所」という場所が必要だということで、学童保育作りが始まりました。少し話は飛びますが、高度経済成長期（1960年代）に、いわゆる「鍵っ子」といわれる首から鍵をぶら下げて学校から帰ったら自分で家の鍵を開ける子ども達がいるという状況が生まれ、全国的に学童保育所を作る運動が起きました。こうした運動は、名古屋・東京・大阪の各地でそれぞれ、立ち上げられてきました。



（写真は、左から知崎さん、中島さん、田村さん）

現在は、「児童福祉法」と「子ども子育て支援法」の中に学童保育所が位置づいています。児童福祉法に位置づいたのは、1997年で20年少し前になります。私が指導員として働き始めたのは、1986年でした。その時代の学童保育については、ざっくり言うとやっても

先輩組合員に聞きますと、最初の学童保育は建物もなく、学童保育が必要だと集まった親たちの家の、例えばガレージを使ったり、頼み込んで自治会の集会所を使わせてもらったりして、集会所を使っているところなどでは急にお葬式が入ったら、お葬式の日には外で保育を行うことが現実としてありました。というようなことを前提知識として持っておいていただきたいと思います。

やらんでも国は別に関知しないということで、学童保育は法的に位置づけられていませんでした。1986年当時の厚生省の補助金はありましたが、いくつかある制度の中で自治体などの補助金を取ってもいいよというかなりアバウトな制度でした。当時を思い返すと、労働者の立場から言えば就業規則もないような学童保育所や、女性指導員にとって産休制度もないようなところもありました。そのような様々な不備の中で、私自身も働き始めました。社会保険・労働保険・退職金もないというのが当時は普通で、珍しくありませんでした。恥ずかしいことでした。

4年前の2015年に、学童保育の職員配置の基準ができました。学童保育は、もともとそれぞれの地域でできてきた関係で、最も進んだところでは、例えば東京のある地域では学童保育指導員は公務員で、子どもさんを預ける場合でも全て公費で見えてくれるところがありました。しかし名古屋市の場合は、学童保育を必要とする親が学童保育の施設のための土地を探し、指導員を確保して給料を支払う資金を保育料から捻出するというところから始めました。このように基準も様々でしたから、これではいけないということで、全国一定水準で行うために2015年に基準ができました。しかし、2020年度から、レジュメでは「緩和」と言い切っていますが、安倍晋三さんがこの基準を緩和する方向での法案を国会で審議中です。

運営指針が2016年にできました。これは、学童保育を実施するにあたり、子どもの発達をこういうように保障していこうといういわゆる「指南書」みたいなものです。あるいは保護者との関係をどのように築いていくのかなど、学童保育の内容に関わる、ソフト面に関わる指針が2016年に示されました。戦後すぐに立ち上がった学童保育が、ようやくここ4・5年で形を整えてきたということです。

細かなことは省いて簡単に話します。資料①（留守家庭児童育成会運営助成比較）に、数字がずらずらっと並んでいます。これは名古屋市の学童保育所に対する補助金の内訳です。子どもの在籍人数によって補助金額が違っていています。一番多いのは、4番目の子どもの在籍数が36人～46人の学童保育所で、年間575万円となっています。これでも上がった方なのです。児童福祉法に位置づけられる前は、年間で150万から200万円くらいでした。ちなみに保育所の場合、ざっくりとした数字でいうと月で700万円です。学童保育所は一年を通じて575万円です。8番目以降にあるような様々な条件によって、最大で年間1,000万円位の補助金になる学童保育所もあります。それでも補助金の基本額がそもそもこれくらいの数字しかないということです。

2. 愛知県内の指導員の実態

愛知県内の指導員の実態ですが、資料②として、愛知自治体キャラバンアンケート結果（愛知自治体キャラバン実行委員会）があります。これは、去年の自治体キャラバンの時に事前に各自治体にアンケートを取り、その結果として出てきたものを一覧表にしたものです。名古屋市をはじめ愛知県内の全自治体にわたっています。ここで皆さんに分かっていただきたいのは、非正規雇用の比率の高さです。隣に座っている中島さんは、名古屋市の学童保育連絡協議会の職員の方ですが、名古屋市では、保護者が学童保育所をつくる運動に熱心であったことと、子どもたちを預ける学童保育所をもっと良くしていこうとする運動が束になって出来る運動組織です。私が所属している建交労学童保育支部も、建交労の中では、全国で最初に学童保育支部ができた組織です。

資料②の1頁の表で名古屋市のところは、雇用人数の「正規」の項目が「今後集計予定」となっていて実態が不明ですが、父母会が雇用先になっている169か所の学童保育所のほ

ぼ9割9分で、正規職員が1人はいます。最近では2人いるところも増えてきていますが、一宮市では58か所全てが委託先・指定管理先でやっている学童保育所しかなく、雇用している職員は、正規が0、非正規が558人となっています。雇用人数の隣の項目をみていただくと支援員とありますが、これは行政用語で指導員のことです。支援員の採用初年度の賃金がいくらかという、一宮市の場合、非正規の嘱託で月額166,900円です。豊田市についてみると、ここは私どもが把握している中では最悪のところですが、委託先・指定管理先が64か所で正規は0、非正規が536人です。この表は愛知県内の集計結果ですが、全国的にも、非正規職員しかいない学童保育所がほとんどであるという実態です。報告のタイトルにもありますように、働き続けるのが困難な職業になっているということです。

先ほど最悪といった豊田市ですが、この64か所の学童保育所のほとんどを企業に委託しています。普通の会社に、「学童クラブを運営してください」という形で委託をする訳です。委託されているところで指導員として働いている方に話を聞くと、1日3時間・週2日で勤務する人を10人くらい雇って、私の勤務する日は月曜と木曜です、別の方は火曜と金曜ですというように日替わりで勤務する形です。これは、指導員が望んだのではなく、豊田市の施策として会社がそのような身分の人を雇うということになっています。これを許している豊田市の行政の責任が一番重いと思います。基準や運営指針がこの3・4年で出来てきたにもかかわらず、このような学童保育所に大手を振って子どもさんをどうぞ預けて下さいと言うわけですから、酷いものだと思います。

子どもは、年間300日くらい学童保育所で活動します。私たちの組合としては、学童保育所は子どもたちが家庭の代わりに毎日「ただいま」と帰ってくる場所で、そこが子どもたちにとって生活する場であるという捉え方をしています。そこで働く指導員は、お父さんやお母さんに代わって子どもの気持ちに寄り添います。「今日、宿題忘れて叱られちゃった」としょんぼりしていることを、子どもの姿から読み取ることや、その気持ちをほぐして、それは辛かったねとか、その日一日やその一週間の子どもの生活を支えるために、何気ないことですが、その何気ないことをちゃんとやるのが大事な仕事だと思っています。今日来た指導員が次にいつ来るのか分からないというようなことは、子どもにとっては、お父さんやお母さんが毎日日替わりだということと同じになってしまいます。子どもにとっては、自分が毎日帰って行く学童保育所が、信頼できる場所なのかどうか、信頼がないという中身になってしまうのです。保護者にとっても、今日わが子がどのように過ごしたのか、気になることが普通の感覚だと思うのですが、そうしたことに信頼できる場所に学童保育所がならないといけないということだと思います。

緊急時、例えば東日本大地震のような災害が起きたときや、豪雨が発生したときに、避難しなければならぬのか、その場所に留まっていたらいけないのかというようなときに、果たして子どもの命を守っていくことができるのかというときに、先ほど見たような短時間、低賃金、ローテーションという指導員しかいない状態でいいのか、ということが問われると思います。これは働いている人に問題があるのではなくて、制度や仕組みの問題であると思います。

名古屋市の学童保育所は、市が一応プレハブ施設を建ててくれます。しかし、職員室というものはありません。職員用のトイレも更衣室も休憩室も、要は職員のための施設が何もありません。職場という視点がまるでないのです。プレハブ施設は、子どもへの視点もないのですが、職場という点でも全く整備されていない状況です。どこの自治体でも職員室のある学童保育所は、ほとんどないと思います。

3. 安上がり労働の背景～誤解、偏見、社会的な合意～

どうしてこのような状態で据え置かれているのかということですが、先程ふれた職員配置の基準についての話を少しします。国の基準は、学童保育所に2人以上、うち1人は指導員、放課後児童支援員と呼びますが、この人を1人必ず置きなさいということです。今、国会で審議されているのは、この基準の資格を持っている人がいなくてもよいということと、職員が1人でもよいということが基準緩和の中身です。地方分権改革委員会で各自治体からいろいろな声をあげてもらったそうです。その中で「学童保育の基準が厳しすぎる、こんな基準に縛られていたら新しい学童保育所を作れないから基準を緩めてくれ」という声があがったそうです。その声を上げた自治体の1つが、先程の豊田市だったそうです。企業が自治体にプレゼンして、「どうぞうちの業者に預けてください、責任もってやりますよ」というようなことで、企業がやりやすいように自治体が動いていると思います。すでに、シダックスというカラオケ屋さんが、カラオケだけやっていたらよいのに、全国的に学童保育所を展開し始めています。岐阜県にはすでに2箇所入っています。全国的にはいろいろな自治体にプレゼンしているそうです。つい最近、学童保育の集会における話によると、シダックスは、カラオケの赤字分を学童保育所で補っているそうです。そこで働く指導員さんたちは、低賃金で仕事が大変ですから次々と辞めていくということです。これで学童保育所の一定水準への向上などということはちゃんちゃらおかしい話です。

非正規職員ばかりの自治体や企業が安上がりの労働者で学童保育をやっている実態で、「心が痛まないのか!」ということです。なぜこのようなことが起きるのかということ、そこには学童保育に対する誤解や偏見があり、社会的合意が足りないのだと思います。その背景のいくつかについて私なりに考えたことですが、その一つが、「学童保育は、午後からのわずかな時間」であるという認識です。学童保育は、児童福祉法では「放課後児童健全育成事業」という名前です。「放課後」ということを入れています。学校の授業が終わって昼からの事だろうという見方です。指導員も昼からの勤務でしょうということが、一般に持たれているイメージです。だから、非正規で十分だろうというわけです。先程紹介した豊田市の指導員の勤務時間の開始は、子どもたちの帰ってくる15分前からが始業で、子どものお迎えが全員終わったら退勤となるということでした。小牧市も13時からの勤務で18時には帰るということです。

今日のような土曜日でも学童保育所は開いています。早いところは7時、遅いところでも8時には開いています。私が指導員をやっていた頃は、18時に学童保育所を閉めても問題はなかったのですが、今は保護者の方がお迎えに来られるような時間である19時、20時まで開けている学童保育所が多いという実態が広がっています。指導員の仕事が短い時間で終わるというものではなく、朝から学童保育所を開けるという日が年間100日位はあります。春・夏・冬休みと毎週土曜日、それと学校行事に伴う振替休日、例えば土曜日に運動会があって月曜日の振替休日、6年生の修学旅行から帰って来た翌日は朝から開けなければなりません。5年生の野外活動があった翌日には朝から開けなければならぬ、インフルエンザで学級閉鎖があったら、インフルエンザに罹っている子以外のために開けなければならぬ等々で100日位は朝から開けます。年間の3分の1は、1日保育が行われていて、放課後のわずかな時間だという認識は大きな誤りです。

また、「小学生になったら留守番くらいできる」という認識がまだまだ根強くあります。どちらかというとお父さん方に多いです。「俺が子どもの頃は、学校から帰ったらランドセルを放り投げて野山に遊びに行ったものだ、わっははは」と。私もその1人だったので、こういう認識は未だに払拭されていないと思います。

指導員の仕事についても、「子どもと遊んでいるだけ」ではないかということで、労働そのものが安く見られます。レジュメには、「いや、遊ばなくてもよい」と書いてあります。先程の豊田市、小牧市然りですが、行政からは「子どもと遊ばないでください」と指導されます。こういうところも結構あるのです。というのは、遊んで何かあったらどうするのだということで、外にも出さないところもあります。指導員は、壁を背にして後ろ手に手を組んで、首から笛をぶら下げているところもあります。残念ですが、それでも、それぐらい、子どもが帰って来た時に子どもの気持ちを読み取ってあげたり、解きほぐしてあげたりする労働が全く評価されていない形で、施策が展開されているのです。その辺は、ちゃんと最初に紹介した運営指針に書いてあるのですが、それを理解しないでやっている自治体が何と多いことか、ということです。

このように指導員の労働を軽く見るのが「基準緩和の背景」にあって、指導員の仕事は、「誰でもできる簡単な仕事という見方」がまだまだ根強くあります。私は全国学童保育部会の役員をしているので、年に何回か厚生労働省と交渉しています。厚生労働省の担当課は、そんなことはないと言うのですが、自治体の理解が進んでいないことと、結局政府全体の姿勢が問題です。たとえば、政府はこの10月から「保育無償化」を言っていますが、本当に子どものために無償化が必要というスタンスで議論しているわけではないですよ。もうそこはメンバーを見れば言わずもがなと思いますが、要は人気取りというか、そういうことを理由にして、一方で消費税を上げようと、他方では社会保障費をジャンジャカ削っていくという政治の構造です。そうしたことで基準の緩和が議論されているということです。

4. 労働組合（建交労）が、どう取り組んできたか

こうした不遇の歴史を重ねてきた学童保育ですが、その中で、私たち労働組合がどう取り組んできたのかということです。名古屋市の学童保育指導員が組合をつくったのは、1976年です。当時から、指導員の仕事は片手間ではできないことで「この仕事に誇りを持ち、働き続けていきたい」と思った先人たちが、組合をつくって働き続けられる職場にしていこうということでした。子どもたちが見せる姿を見て、指導員の中にも「子どもと遊んで給料をもらうのはどうか」という意識もないわけではなかった中で、そうではなく、「子どもと遊んでいるだけで給料をもらえる仕事ではない、違うな」という意識が芽生えていきます。

いろいろな家庭の背景があり、その子の成長そのものを見つめた時に遊んでできる仕事ではないということに、指導員が気づき始め、自分たちは何をする仕事なのかという「仕事の中身、専門性を自ら明らかにする」課題に突き当たったのです。私の学童保育では、こんな遊びを展開している、どんな遊びをしているかということだけではなく、いろいろな姿を見せる子どもをどのようにとらえていくのか、という保育者としての専門性の追求に気づき始めました。専門性を高めていくためには、働き続けていくことが必要で、働きつづけるために、労働条件をあげていくことに取り組み始めました。今でもそれほど高い労働条件ではないのですが、この間、国の補助金があがったこともあり、労働条件も、以前と比べてあがってきました。

これに関しては、資料③の「2019年春闘『働くみんなの要求アンケート』学童保育集計結果」を見てください。問1-3に指導員（月給者）の年収の項目があって、200万円以上～300万円未満が27.7%、300万円以上～400万円未満が33.2%となっていて、このあたりの年収が山になっています。これは、建交労の愛知学童保育支部による取り組みの中で実現

されてきた経過がありますが、全国水準は、これより 50 万円ほど少ないと思います。ましてや、先程からやり玉に上げている豊田市や小牧市では、年収 100 万円にいかない人たちが沢山いるという実態です。これではとても指導員として働き続けることが難しいですし、非正規で年収 100 万円にいくかいかないかという人たちで運営されている学童保育では、学童保育の質そのものがあがっていかないわけです。自分たちの労働条件をあげていこうとすることと併せて、学童保育の質をあげていく責任が組合に求められていると思います。そういった点では、「遊んでいるだけでは仕事にならない」ということで、学童保育の理解者を増やすために、保護者・地域住民・行政・議会などにずっと働きかけてきました。

これは、昨年、建交労全国学童保育部会がつくった『学童保育の改善政策要求』です（資料④参照、表紙のみ）。これ以前にも何冊かつくりましたが、学童保育をまともにやるためには、これだけのものがあつたということを示してきています。この中で、私たちが国に対して提案している中身ですが、たとえば、8 時間労働制を確立することです。こんなことさえ私たちは言わなければならないわけですから、酷い実態だということが分かっていただけかと思えます。賃金についても、最低賃金制度要求に関する愛労連などのデータを思い切り使わせてもらい、学童指導員が 22 歳だったら 22 万円、35 歳なら 35 万円、50 歳だったら 50 万円という最低保障賃金（月収）を提案しています。その際、最低生計費も広島、高松、盛岡なども参照して、全国どこで働いて生活しても最低このくらいは生活費がかかる、学童保育指導員だから安くてよいはずはないということも示しながら、学童保育指導員として働き生活していける賃金を国としても保障しろと提案しています。賃金部分も提案しているのは建交労だけだということ、建交労の宣伝もさせていただくということ、やってきています。

このように、労働組合の側から学童保育指導員の労働条件はもちろんです、施策や制度そのものに対しても提案し要求していかないといけない側面があります。学童保育は、そのくらい未整備だということです。今日も午前中に、子どもの虐待と権利条約に関する学習会があり、子どもの権利をどう守っていくのかというお話でしたが、やはり、子どもにとって当たり前には守られなければならないことが守られていません。学童保育も整備できていないし、保育園や小学校でも職員が非正規化し、保育園に至っては規制が緩和され、「資格のない人でも出来るよ」というような事態になって、さらに安上がりの事業が進んでいます。これを止めなければならないし、止めるだけではだめで、さらに質を向上させていかなければならないと思います。以上です。（*以上、報告時間約 40 分）

司会

中島さんにコメントをいただいて休憩にします。ではお願いします。

Ⅱ コメント：中島 勝さん（愛知学童保育連絡協議会事務局次長）

皆さん、今日はお世話になります。よろしく申し上げます。愛知学童保育連絡協議会の中島と申します。田村さんが指導員の立場からのお話でしたが、愛知学童保育連絡協議会は保護者の集まりです。と言っても、指導員さんが関わっていないということではないのですが、これまで主に運動を進めてきたのは保護者です。

子どもが年に 1 回、自治体などを回ってデータを集めて冊子にしたものがあります。これが、『あいちの学童保育情報ハンドブック』で年 1 回発行されています。ここから抜粋したものを資料としてお出ししています。「基本データ 2014—2018」というものです。

大まかに見ていただきますと、学童保育所数が1頁の表1に載っています。2014年度の段階では1,082カ所だったものが、2018年度には1,117カ所となっています。小学校数は減っていますが、学童保育所の数は増えていることを押さえていただければいいかなと思います。

細かい説明を少ししますと、2014年度までと2015年度以降では制度が変わっていて、学童保育所の数え方に違いがあります。2014年度までは、同じ敷地、一つの敷地にあるものを学童保育所一つと数えていましたが、2015年度から、「支援」の単位で数えるように変わりました。基準上の言葉で言うと、1「支援」の単位に子どもの数は40人としなさいというものがあるので、1つの学童保育所でも40人を超えるところは2「支援」という数え方をするので。その結果、2014年度から2015年度に、学童保育所数は減っているのですが、「支援」の数はかなり増えています。「支援」の数は、学校で言えば1学級と押さえていただければいいのかなと思います。ともかく、ここでは、学校数が減っているけれども学童保育所数は増えていることを押さえていただければいいかなと思います。

この表の右の最後の項目にある「未設置率」は、愛知県内の1小学校区の中に学童保育所が設置されていないところの比率です。2018年度で14%の小学校区に学童保育所が設置されていません。1割をかなり超える率で学童保育所が設置されていないということです。田舎だから設置されていないということではなくて、豊根町、美浜町などには学童保育所がありますし、名古屋市内でもないところがあります。ここら辺でいえば、ここは高蔵小学校区ですが、名古屋市でやっているトワイライトルームはありますが、指導員さんがいて独立の施設を構えている私たちのいう学童保育所はありません。隣の平和小学校区にもありません。ということで、田舎だからないというわけではありません。反対に、名古屋市内の方がないところが多いかもしれません。

次の運営主体別学童保育所数(表2-1)ですが、大まかに言って公立公営が減って、法人運営が増えている傾向にあります。法人運営といってもいろいろありまして、社会福祉法人もありますし、営利企業である株式会社もあります。最近では、自治体から法人格を持ってほしいという要請があって、従来の運営主体であった父母会や運営委員会が母体となったNPO法人や一般社団法人も増えて来ています。法人といっても中身は多彩で、表2-2の法人運営の主体別箇所数に示されています。

先程、田村さんの話にあったシダックスですが、愛知県では、みよし市がシダックスに運営を委託して学童保育を実施しています。東海三県では、みよし市と岐阜県的美濃加茂市、各務原市がシダックスの運営で学童保育が行われています。もともとシダックスという会社は、給食事業から始めて、カラオケに参入し、給食事業を活かして学童保育事業にも参入して来た経緯があります。田村さんの話にもあったように、カラオケ事業の落ち込み分を学童保育事業で補っているという記述が決算書にあったということです。

2頁の表3をみていただきますと、学童保育がどんなところでやられているかわかります。他の地域と比べた愛知県の特徴は、児童館・児童センターの中で行われている割合が多いことです。愛知県の方針として中学校区に児童館を建てるということがあり、その児童館の中に学童保育所を併設することを結構な数の自治体が行って来ました。東海市や小牧市もそうですし、大府市もそうです。しかし、最近では児童館の中に収まりきらなくなったということや、児童館自体を廃止するということが学校の中に学童保育所が引っ越すということもあって、学校内で実施するところも増えてきています。

その中で例外は名古屋市です。名古屋市は原則、学童保育所に学校施設を利用させませんので、ほぼ100%名古屋市内の学童保育は学校内にありません。大方の学童保育所は、学

校に隣接する土地を借りて名古屋市がリースするプレハブを建てて実施していたり、民間の借家で実施していたりしています。

利用者数ですが、全国で約 120 万人の子どもが学童保育所を利用しています。子ども全体の数は減っていますが、学童保育所を利用する子どもの数は大幅に増えています。3 頁の表 5 は、規模別の学童保育所数です。先程も申しましたように厚生労働省の基準では、概ね 40 人を単位として考えているので、規模数は 40 人程度が一番多くなっています。中には 100 人を超える学童保育所もあります。田村さんの報告で、補助金の仕組みの説明がありました。子どもの人数が増えていくに従って補助金が下がっていくという仕組みになっています。従って、70 人以上の学童保育所の補助金額はかなり少ないです。そういうこともあって大人数の学童保育所の数は減ってはいますが、今でもこれだけの数が 100 人を超える規模で行われている実態があります。

表 6 は待機児童数です。保育園の待機児童と同じ言葉が使われていますが、実態は全く違います。例えば、名古屋市は待機児童を全く把握していません。というか、名古屋市では待機児童は全くいないことになっています。その理由として、学童保育所は民間が実施しているので待機児童を把握できない、学童保育所を利用できなくてもトワイライトスクールを利用できるのだから待機児童には当たらないという言い方で、名古屋市には待機児童はいない、若しくは、把握できていないという答え方をします。県内の自治体でも公営の学童保育所では待機児童を把握しているところは多いのですが、名古屋市同様に学童保育所が民間の事業主体であるところや一部が民間運営であれば、その分の待機児童を把握していないということが起こってきています。したがって、この表にある待機児童数は、学童保育を利用したくでも利用できないという待機児童数であるといえるか、大きな疑問のある数字です。2015 年度に 1,008 人だった待機児童数は、その後減っているように見えますが、減っているということを断言できるような実態ではありません。

4 頁～7 頁の表は、2018 年度の市区町村別の状況です。現在、54 市町村ありますが、すべての市町村で学童保育所が設置されています。これは後でゆっくりご覧いただければよいと思います。

先程、田村さんから話題を振られました基準の話です。現段階は、学童保育の基準を緩和する法律が衆議院を通過したところからです。おそらく来月（6 月）参議院を通過する見込みです（編集者注：地方分権一括法として 5 月 31 日に成立した）。この学童保育の基準は、複雑というか変わっていて、国が設けている省令としての学童保育の基準があり、その省令としての基準に各市町村が従わなければならないものと、各市町村に特段の事情があれば参酌する、参考にするだけで従わなくてもよい項目という 2 種類の基準があります。田村さんが言われた市町村が従わなければいけない 2 つの基準は、常時支援員（指導員）が 2 人いなくてはならないというもの、支援員（指導員）には一定の資格を持った人でなければならないというものです。従わなければならない基準はこの 2 つしかありません。学童保育所の広さや定員や備品（こういうものがなければならない）などの基準は、全て参考にすればいいというものです。

この唯一といってもよいくらいの従わなければならない基準を、参考にすればよい基準に引き下げようとしているのが今の国会での審議です。この従わなければならない基準を定めている法律が児童福祉法ですから、児童福祉法の一部改正を含む地方分権一括法の改正という形で、他に旅館や猟銃に関わるような改正案を含んだ様々な法律に関わる改正を一括提案しているものの一部になります。改正法案を審議しているところは、厚生労働委員会ではなくて地方創生特別委員会（衆議院）や内閣委員会（参議院）です。あまり日頃

子どもや福祉にかかわる問題を審議していない委員会です。また、この委員会に改正案を提案しているのも厚生労働省ではなく総務省です。総務省がこの法律案をまとめて提出しています。総務省の出してきた法律案は、子どもが見ると酷いものでした。この総務省の改正案が厚生労働委員会ではなく地方分権特別委員会で審議・可決され、衆議院本会議でも議論されることなく一括して可決されて参議院に送られている状況です。先程、豊田市がやり玉に上がっていましたが、他の市町村からも同じような意見が上がったと聞いています。ここら辺では、中津川市・美濃加茂市・多治見市などが規制を緩和してくれと総務省に回答したということです。総務省が誘導し、それに市町村が回答して、総務省が市町村からこういう回答が上がってきているから緩和しましょうよという流れを作ってきているということです。

確かに、「自治体キャラバン」で各市町村を回って意見を聞いてみると、指導員さんが集まらないという声を耳にします。それは、名古屋市や豊橋市などの大きな市というよりも、そこから少し離れた田原市・武豊町・新城市などからの声が強かったです。時給を上げても集まらないう。時給だけでよいのかということもありますが、時給を 1,300 円にしても集まってこないと言っていました。時給を上げても集まらないのは指導員の資格の問題だろう、資格を緩和すれば人が集まるだろうということで、基準の緩和という話になっています。

もちろん、指導員の労働組合と同じように、この基準の緩和は子どもの安全を損なうものだという事、また、そこで働く支援員（指導員）さんたちが責任をかぶせられてより仕事がしづらくなる、反対に人が集まらなくなる、人手不足を招くものだと訴えたり、議員要請や署名活動をして国会に請願署名を届けたりしています。少なくない数の議員さんにも賛同をいただき、中には元厚生労働大臣の方にもご協力をいただき、国会に請願署名を提出しています。この学童保育に関わる基準の緩和や待機児童の問題は、珍しくマスコミに取り上げられる頻度が増えました。NHK の E テレでも先週取り上げられました。しかし、どうも NHK が取り上げると学童保育所に入れないうことに焦点があてられ、だから規制（基準）を緩和しなくてはならないのではないのかという方向に持っていこうとしていると感じますが、それでも取り上げられることはよいことだと思います。

私たちは愛知学童保育連絡協議会という組織ですが、ほぼ 7 割は名古屋市の学童保育で成り立っています。愛知県では、名古屋市の学童保育とそれ以外のところではかなりの差があります。田村さんもおっしゃっていた通り、名古屋市の学童保育が愛知県全体を引っ張って来たと言えます。全国的に見ると、古くからある政令都市の札幌市や大阪市などは、基本的に学童保育に対して冷たい扱いをしてきました。福岡市には学童保育連絡協議会もありません。大阪市は、名古屋市より人口が随分多いのに学童保育所の数は少ないです。横浜市も名古屋市より少ないです。そういうところでは、安い費用で学童保育の代わりになるような事業をやっています。名古屋市で言えばトワイライトスクール、横浜市では浜っ子なんか、大阪市にもあります。そのようなもので学童保育を代替しているということにして、民間の学童保育や一生懸命学童保育をやってきたところを損ねているということがあります。

このような中で、名古屋市の学童保育は 170 箇所以上あり、その 9 割以上が学童保育連絡協議会に参加していて、支援員（指導員）ももちろん力を貸していただいています、保護者の方が中心になっているということも、かなり稀なケースだと思います。他の地域では、だいたい連絡協議会に参加している学童保育所が 1 割～2 割といった数字です。9 割などという数字はまずありません。私は、去年の 4 月まで沖縄に住んでいました。沖縄県

に約 200 の学童保育所がありますが、そのうち 2 割くらいの、浦添市と那覇市を中心とした地域の学童保育所しか学童保育連絡協議会に加盟していません。それ以外の沖縄市やうるま市など沖縄県内の比較的大きな市の学童保育所は、連絡協議会に参加していないところがほとんどです。これは別に沖縄に限ったことではありません。

学童保育の担い手である保護者は当然入れ替わっていくわけですから、1 年生から 6 年生までの兄弟姉妹がいたとしても、長い方で 10 何年しか関われないわけです。どんどん保護者が入れ替わって行くわけですから、それを支えてきてくれたのは長く勤めておられる指導員の方です。他の市町村と比べて、名古屋市の指導員はずっと長く勤めてくれています。一般的に学童保育の指導員は 3 年でやめてしまう、長くおられても 5 年で入れ替わってしまう、5 年経ったらどれだけの方が残っているのかという職場環境であったり、指導員の勤務実態であったりします。今年も先月、名古屋市学童保育連絡協議会の総会があったのですが、そこで勤続 20 年や 10 年の方を 10 名以上、2 桁以上表彰していますので、それ位長く勤められた経験を持った指導員さんたちが運動を支えてくれたし、その運動を担っている保護者も支えてきてくれました。もう一つ、名古屋市の場合、そうした指導員さんを大事にしてきたということがあります。現役を卒業した保護者の方で、自分の子どもは学童保育を卒業してもこれからの子ども達のためにと運動に関わり続けていただく方々が多くおられるのも名古屋市の運動の特徴ですし、それがまた名古屋市の運動を支える大きな原動力になっているところがあると思います。

ただ、昔に比べると仕事が忙しくなっていると、先程、田村さんがおっしゃりましたが、昔は学童保育所を午後 6 時に閉められたのですが、長く開けてほしい、延ばしてくれという声が出てくるという実態だと思います。午後 7 時まで開けていけば 7 時半まで開けてくれ、さらに 8 時まで開けてくれないかという声が出て、どんどん閉所時間が延びている実態です。ということは、指導員さんの勤務時間が長くなっていたり、保護者の勤務時間も長くなっていたり、より仕事にとられる時間が延びてきていて、その分、子どもをよりよい環境で育ててくための学童保育や子どもに関わる時間が減ってきているということがあるので、そこは、名古屋市でも運動面の課題であると感じています。

私見ですが、田村さんが「学童保育は、子どもと遊んでいるだけで、仕事ではないという意見がある」と言われました。私が思うには、なぜ「子どもと遊んでいる」ことが仕事にならないのか、「遊んでいるだけ」ということを認めてもらえない日本の社会はどののだろうかととっても思います。そういう人たちに、では、君たち「遊んでいるだけ」ということを毎日続けてごらん、できる？ということをとっても思います。

先程、私は沖縄に住んでいたと言いました。皆さんどのような印象をお持ちかわかりませんが、沖縄という地域は、子どもを大事にしないところです。子どもは親の持ち物です。子どもの人権を認めないということは、沖縄で人権問題に関わっている人たちの結構共通の認識です。そういう世界で、学童保育の指導員、児童館の職員、公立学校の先生などの待遇はすごく悪いです。学童保育や保育園の問題ということではなくて、その社会がどれだけ子どもを大事にするか、どれだけ子どもを 1 人の人間として扱えるかということが、学童保育の仕事や指導員の待遇の問題に関わっているのかなという風を感じています。皆さん方も、子どものことをもう少し考えていただいたり、子どもと遊んでいただいたり、子どものいる世界に浸っていただいたりしたらいいなと思います。これで話を終わります。

(*以上、コメント時間約 30 分)

司会

ありがとうございました。休憩を取りますので、その間に質問や意見を考えていただけ

たらと思います。後ろの時計で3時に再開ということでお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩（約15分間）・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅲ 質疑応答など

司会

後半部分を始めます。質疑応答のあと意見交換ということで、報告とコメントのどちらからでも構いません。どなたからでも、いかがですか。

発言者

まず、田村さんに。先程少し触れられたのですが、学童の指導員になられて、今は組合の専従をされているということですが、その経緯をもう少しお話してください。中島さんについても、先程、沖縄から愛知県にいらしたということでしたが、こうした運動に関わるようになった経緯をもう少しお話いただけると、全体の理解がしやすいのではないかと思います。

田村さん

私が日本福祉大学の学生であった時に、子どものいろいろな施設や事業を見ましようというゼミの方針というか提起があり、学童保育所を見学したことが初めて触れるきっかけでした。名古屋市緑区の学童保育所でしたが、プレハブの施設で酷いものでした。正直、これは私の就職先の選択肢には入らないなと思いました。ところが、こういう言い方は失礼なのですが、就職が決まらずにいたところ、大学の掲示板にあった求人が一番給料が高かったのが、学童保育所で月12万円でした、それで名古屋市天白区の平針にある学童保育所に就職しました。労働組合にはすぐに入りました。当時、組合に入るのは当たり前で、1980年代ですが、建交労愛知県本部ではなく全日自労愛知県本部学童保育支部でしたが、組合員数は280名ほどでした。

数年して組合の支部執行委員になり、副委員長になり、当時専従をやられていた方が建交労の中央本部に引っ張られるということで、あとは誰がやるかということで、私が専従になりました。大して感動的な話ではないのですけれども。やはり、組合の専従になって、如何に学童保育の指導員が劣悪な状況に置かれているかということや、学童保育の制度や施策が未整備かということ、要は法律にもものっていないことを認識しました。そして、住民運動としては、切実に学童保育に対する要求があるにもかかわらず、なぜ国や名古屋市がこんなに学童保育を冷遇するのかという思いが活動する中で湧いてきて、組合の書記長として、仲間の団結を図っていく中心になる役割を果たしていくことに力を発揮したいと思うようになったということです。

中島さん

私の生まれた地域は、この近くの線路のすぐ向こう側で、ここは私の中学校区です。労働会館本館の真ん前の家は同級生の実家です。育ちが名古屋市熱田区で、小学校に入学したのは1976年です。私自身は学童保育所に通っていませんでした。ただ、学童保育所があることは知っていましたし、私の同級生のお母さんたちが、近くにある白鳥旗屋学童保育所の「つくる運動」をしていたそうです。そのころは、なぜ学童保育所に行くのか、学校が終わった時間にまで、なぜ大人が身の回りにいなくてはならないのかと思っていました。学校が終われば大人から解放される、絶対に学童保育所なんかにはいかないと、その当時は思っていました。その後、学童保育とは縁のない生活が続きました。

1年間小学校の先生をやりました。就職がなくて、小学校の教員免許状を持っていたので、名古屋市に登録だけしていたら、連絡が来て、明日から来てくださいと言われ、2年2組の担任だよということで、1年間担任をしました。その時も、近くに徳川学童保育所があったはずですが、関わりはありませんでした。2年生の担任ですから、多分学童保育所に通っていた子もいたはずなのですから。その後、半田市の職員になり、といっても福祉部門ではなく、下水道や図書館業務だったので、ここでも学童保育とは関わりがなく、そんな時に、こんなに暑くて寒いところにはいられないということで、沖縄に引っ越しました。

引っ越した先で、働いていた会社が倒産して、その後、職を転々としていたときに、役場に登録しておいたのです。すると、読谷村から「あんた教員免許状をもっているでしょう、今度うちで学童保育所をつくるから指導員をやらないか」といわれたのが、そもそものきっかけです。それが32歳の時です。そこでは、村が学童保育所をつくるのですが、運営は父母会でした。公立幼稚園の業務が終了した後、園舎をそのまま使う学童保育所での指導員を3年間やっていました。専用室も休憩室もなし、幼稚園の先生がいるから静かにしなければいけないという状況でやっていました。幼稚園から追い出されて、体育館の隅や公民館などでやったこともありました。

その後、声がかかって沖縄県で学童保育連絡協議会の専従職員になったのですが、やはり資金が無くて専従職員を雇えなくなり、今から10年ほど前に名古屋市に戻ってきました。名古屋市に戻ってからは、市内の学童保育所の指導員を5年間やりました。その時は建交労の組合員でもありました。ところが、子どもの減少で、もともと一つの学童保育所が二つに別れていたのですが、そのうちの一つが閉所になり、また一つになってしまうというときに、私は「わかりました、寒いところは嫌なので、沖縄に戻ります」ということで、沖縄に戻りました。沖縄に戻ってから、県の学童保育支援センターの職員になり、そこは1年で終わってしまったのですが、その後は、国の制度で生活困窮者自立支援制度というのがあります、うるま市でその相談所の相談員をやっていました。

そうしたところ、娘が読谷高校に入学すればよいところ、名古屋市内の熱田高校に行きたいと言い出しまして、一家で名古屋に引っ越すことになりました。祖母が名古屋にいたので、娘が祖母の家から通えばよいと思っていたのですが、愛知県の規定では、親も愛知県内に住んでいないと子どもは愛知県の高校に入れてもらえないのです。そこで、妻に「あんた行けや」と言ったら、家族一緒でないとダメだということで、泣く泣く熱田区に戻って来ることになりました。その際、仕事を探していたら、愛知学童保育連絡協議会がもう1人専従職員を増やす時だったので、「使って」と言ったら運よく使っていただくことになり、今は熱田区から全く出ない生活を送っています。コメディイのような全然感動的ではない経緯で専従をやっているの、田村さんみたいな筋金入りの専従ということではなく、他所から目線で専従の仕事をしています。実は、私は愛知学童保育連絡協議会の職員であると同時に、名古屋市学童保育連絡協議会の職員でもあり、学童保育の指導員を対象に研修事業をやっている NPO 法人学童保育指導員協会の職員も兼ねており、三股をかけている状態です。

司会

ありがとうございます。続いて、どちらの方への質問でもよろしいので、どうぞ。

発言者

昔の制度はわかっているのですが、今の制度がわからないので質問します。国の制度によれば、支援員は有資格者ということになっています。資格を調べると、研修受講制度となっているのですが、それでよいのかということが一つ。それから、基準では、常勤者 2

人のうち支援員を1人置かなければならないとなっていますが、これは、支援員は1人でよいという意味なのか、1人になる可能性があるということなのか、また、基準が緩和された場合に、その1人は支援員でなくてもよいという意味なのかということをお聞きしたい。

田村さん

最初の質問ですが、研修を受けないと支援員にはなれません。しかし、研修を受ける際の条件があって、それは、保育士の資格を持っているか、教員免許を持っているか、学童保育所で指導員として2年及び2,000時間以上働いているかなど10の要件です。そのどれかに当てはまれば、放課後児童支援員の研修を受けることができ、研修を受けると放課後児童支援員の資格を持つことができます。二つ目の質問ですが、学童保育所の開所時間中は、指導員が2人いることが必要で、うち1人は放課後児童支援員の資格を持った人でなければならず、もう1人は補助員でもよいというのが今の基準です。

三つ目の質問、基準の緩和問題ですが、これがどうなるかはまだ示されていません。厚生労働省の基本的なスタンスは、基準が「参酌すべきもの」になったとしても、それを守らなくてよいということではないというものです。だから、基準が緩和され、指導員が1人でもよいとなったとしても、我々運動する立場としては、子どもの安全や安心を確保するために、この基準を下げるのはいけないと思います。仮に「参酌」すべき基準になったとしても、文書その他残っているので、名古屋市も基準を下げるなという運動をしていかなければならないということです。政府・厚生労働省にも言っているのですが、新聞報道ではあたかも指導員1人でも出来るような書き方をされていて、それは全くの外れではないとしても、それをよいという風には今の段階ではどこも言っていないのです。そこら辺を見誤ってはいけないところだと思います。1人でもよいというような法令は、どこから見てもないということです。

中島さん

少し補足します。指導員と支援員の違いです。私たちは、学童保育所で働く人たち全般を指導員と言う場合が多いです。これに対して、支援員は資格を持っている人を言う場合が多いのですが、自治体が支援員という職名を設けている場合があって、そうすると資格を持っていなくても、その自治体では支援員だという場合があります。資格を持っている人を支援員とする自治体と、職名として資格を持っていない人にも支援員という職名を与えている自治体があるので、紛らわしいところかなと思います。

資格については、田村さんが言いましたように前提となる要件があり、いずれかの要件を満たす方が16科目24時間の研修を受ければ、支援員の資格を取れることになっています。この研修はすごくいい加減なもので、話を聞けば取れるというものです。試験もちゃんとしたレポートもありません。感想文みたいなものはありますが、聞けば取れるというような資格です。この研修は2015年から始まっていますが、2019年までの5年間は暫定期間、つまり前提となる要件を満たせば、支援員とみなすという期間になっています。教員免許を持っている人や保育士資格を持っている人などが1人いれば、学童保育所として成り立つ猶予期間になっています。2020年度からは、支援員の資格を持った人が1人はいなければならないということになります。

実際に今でも、かなり小規模な学童保育所では、支援員がいなくても、その敷地の中に支援員としての要件を満たす人がいればできる場所があります。政府は、中山間地やへき地では、支援員の人材確保が難しいから学童保育所を開設できないと言っていますが、それはちょっと変だと思います。支援員がいなくてもできるようになっているのに、政府が変な言い分で全体の基準を緩和してしまおうというのも変だと思います。

基準のことでもう一つ言うと、国の基準は、基礎自治体を守りなさいというもので、これを受けて各自治体が条例を設けて守らなければいけない基準になっています。国が規制を緩和して、従わなければならない基準から参酌すればよい基準に変えたとしても、各自治体が条例を変えなければ、学童保育所に最低 2 人の指導員が必要で、そのうち 1 人が支援員でなければならないことは変わりません。国による基準の参酌化に伴って、各自治体が条例を変更すれば、学童保育所に資格を持った人がいなくても、指導員が 1 人しかいなくても学童保育所を開設できるということが起こるかもしれません。ただ先程も言いましたように、厚生労働省としては基準を変えるつもりはないと言っていますし、これからの仕組みがどうなるかということも、厚生労働省がはっきり言っているわけではありません。

しかし、厚生労働省は、基準を緩和する自治体が出てきたときに、今と同じ補助金は出せませんと言っています。今と同じ補助金ということは、資格を持った人が常時 1 人はいるという制度を支えるための補助金です。ですから、もし市町村が常時資格を持った人は 1 人もいなくてよいと変更した場合に、それだけの人件費を払う必要はないということで、補助金が下げられる可能性があるということです。私たちが心配しているのは、愛知県内の大府市・安城市・岡崎市などのように、公立公営の学童保育所と民間の学童保育所があるところです。民間の学童保育所は、私たちと同じように運動をしていますので、今までの基準を守って、子どもたちの安全・安心と保護者の安心のために支援員を必ず置いて常時 2 人体制で保育をやっているとしていますが、市役所がやっている学童保育所では、指導員が集まらないので条例を変えて、支援員はいなくてもよい、指導員が 1 人いればよいとしてしまった場合に、厚生労働省は学童保育所単位で補助金額を変えるということはしませんから、あくまで市町村単位で補助金額を変えると言っているのです。民間の学童保育所に対する補助金も下げられてしまいます。例えば、大府市の場合、民間の学童保育所は 2 つしかなく、市役所のやっている学童保育所は沢山あります。そうすると、市の学童保育所が基準を変えて条件を甘くしてやっしまえば、厚生労働省は、補助金少なくてよいです、ねと言って補助金を下げます。この場合、基準をきちんと守っている民間の学童保育所は割を食うことになってしまいます。今でも厳しい運営を強いられているのに補助金を下げられてしまい、もっと厳しくなって子どもたちの安全・安心を守れない、指導員の待遇を維持できない、ということになってしまうことを非常に心配・危惧しています。

司会

他にありませんか。

発言者

予備知識が全然ないので、わからないのですが、例えば、労働者で労働組合があれば企業と労働条件などについて団体交渉ができますが、市区町村などを相手に指導員の組合が交渉する場合には、個人の労働条件や労働環境、あるいは学童保育所の施設そのものについての交渉もするのでしょうか、要するにどのような交渉をするのですか。

田村さん

建交労愛知県本部の学童保育支部名古屋市内の分会でいえば、直接の交渉相手はそれぞれの学童保育所の保護者会（父母会）、厳密に言うと運営委員会です。春闘の要求書はそれぞれの父母会に出します。春日井市と津島市にも組合員がいるので、自治体に対しても学童保育予算を増やせと言う要求を出します。他に、施設が余りにも劣悪なので、施設をこういう風にしてくれという要求を出して交渉をします。交渉というか懇談というか、その辺はいろいろですが、そういう風にやっています。全国的にみれば、指導員が自治体の雇用になっているところは自治体に要求書を出して、指導員の賃金をここまで増やしてほ

しいとか俸給表をこういう風に変えてほしいとか、あるいは、公営の学童保育所でエアコンの利きが悪いのでエアコンをもう一台設置してほしいとか、そうした交渉をしています。したがって、指導員がどこの雇用かにより、交渉相手は自治体、父母会、〇〇法人というように違います。

発言者

労働組合に組織されていない非正規の方の多い職場はどうなっていますか。

田村さん

そういうところは交渉も何もないと思います。給料が安いと思っても、要求する相手を知らないとか、だから辞めて行くとか、職場内で愚痴を言い合って終わり、などです。

発言者

そうすると、劣悪な労働環境というより、労働環境が無いに等しいということですね。

田村さん

そう言ってもよいと思います。そもそも誰に雇われているのか知らない人もいますから。そのうち分かってくるのですが、指導員として働いた時、名古屋市では、市に雇われていると思っている人はいないと思います。実際、名古屋市では市に雇われている人はいなくて、父母会が雇用主であったりします。そのような状況ですから、日本全国で標準的な学童保育指導員の姿を示すことができないのです。

さきほどの豊田市や小牧市では、「こんな給料でこんな大変な仕事は出来ない」と組合に入る人はいますが、それは本当に稀で、週2日・1日3時間で時給1,100円という条件で募集をかけると、「私、暇だから、その位の時間でお小遣い稼げるからやってみよう」という人たちが働きはじめるわけです。市の方も、そういう人たちをターゲットに学童保育指導員を募集するわけです。だから、片手間で、それこそ子どもが帰ってくる14時過ぎにチョコチョコと掃除して、子どもが帰って来たらそれこそ壁を背にして手を組んで笛を吹いて、それで3時間経ったら帰るといような、労働者としての自覚を持たずに働くような人たちが一杯いると、要求や不満にすらたどりつかないわけで、まして交渉などということにはならないわけです。その位低く抑え込まれているということが、裏返しとして言えると思います、残念ですけど。

中島さん

話はずれるかも知れませんが、私たち連絡協議会では以前から、シルバー人材センターの職業研修で学童保育指導員のコースがあるので、その講師になってくれと言われてやっています。年々、研修をやるところも参加人数も増えています。それぞれお子さんが好きで、孫の面倒を見ているから活かせるのではないかという方がいらっしゃるのですが、私たちの話を聞いていただくと、「これはやれんわ」とほとんどの方は就業に至らないのです。心ある方だと、壁に背を向けて手を組んで笛を吹いているだけでよいのかと思うのでしょうか。そう思うのですが、ではその声をどこにぶつけたらよいのか分からないまま、労働者になる前に辞めてしまう方が多いのです。名古屋市の学童保育所では、指導員が保護者の会に雇われているのですけれども、学校の中にあるトワイライトスクールでは、企業や名古屋市の外郭団体や社会福祉法人に雇われていても全員非常勤であるなど、本当にいろいろな雇用関係があり、モデルとなるようなものはありません。愛知県ですらそうですから、全国的にみたらもっと多種多様です。

発言者

豊田市は、男性稼ぎ型モデルの典型的な都市でした。奥様方はパートで働く人が多いのですが、さきほどのように、3時間程度働けばよいという方が多いのです。質問ですが、ト

ヨタ自動車は真っ先に手を挙げたということですが、企業内保育所の問題があります。企業内の保育園と学童保育所です。学童保育所に預ける場合もあるし、保育園で済む場合もありますが、トヨタ自動車が労働時間に合わせてどのようにやっているのか、もし分かれば教えていただきたい。また、愛知県は外国人労働者が多いので、学童保育所では外国人の子どもをどういうふうに位置付けているのか、お聞きしたい。

田村さん

分かる範囲でお答えします。企業の中で、要は勤め先で学童保育所があるかどうかということですが、例えば、名古屋大学の中に夜勤者や研究者のためにあります。また、学童保育所という言い方はしていませんが、ヤクルトが、配達センターの中で小学校低学年の子どもを預かっています。外国人の問題ですが、豊田市にはブラジル人が多いですね。名古屋市では、基本的に小学生であれば外国人の子どもも学童保育所に通っています。港区の場合、ブラジル人がやはり多くて、学童保育所入所者の何割かを占めているところがあります。外国籍の子どもを預かっても、特段の補助はないので、それぞれの学童保育所で受け入れるだけは受け入れるということです。ただ、ブラジル人の場合、トヨタの下請企業で働いている人が多く、トヨタの下請けいじめでそこがつぶれてしまうと、何割かいたブラジルの子どものが一斉に帰国して、その学童保育所がつぶれてしまったということが実際にあります。

発言者

豊田市は、金持ちの自治体であるにも関わらず学校にクーラーを入れていなかったのですね。それで死者が出たのですが、学童保育所はどうなっていますか。

田村さん

名古屋市の学童保育所の場合、市はプレハブを建てて、それで終わりです。あとは父母会の自助努力で、お金のある学童保育所は業務用のクーラーをつけたり、お金のないところは家庭用の8畳用くらいのを2つつけたりです。春日井市は、建物を市が建て、クーラーも天井のはめ込み式で、これが標準仕様という施策をしています。豊田市の場合、市が建てているところでクーラーのない学童保育所は多分ないはずですよ。

中島さん

豊田市では、先程言われたように、トヨタに勤めている男性が稼ぎ、女性は家にいるということで、当初、学童保育所をつくりませんでした。

発言者

1つもつくらなかったのですか。

中島さん

そうです。

発言者

1980年代、豊田市では学童保育所がありませんでした。周辺の知立市や安城市や刈谷市などでは、ありましたが、女性はパートだから学童保育所が必要ないのです。どちらかというところ、学童保育所を必要としたのは、親が教員など共稼ぎの中の上層の家庭が多く、本当に必要な家庭は、子どもをどこかに置いているケースがいっぱいだったのです。1990年代半ばに、学校の夏休みなど大変だということで実験的にやられたという、それくらい大変な自治体でした。今は、学童保育が制度化されたので良いことですが、一方で歪みが出ています。

ついでに言いますと、私は、1970年代の20歳台の頃、学童保育所の指導員を非常勤で3.4年ほどやっていたんですけども。その後、私は高校の教員になったので、

学童保育からは離れていました。学童保育が制度化されたのはよいことと思いつつながら、制度化される前は、親たちがバザーをやって運営費をつくったり、市と交渉をやったりする情熱があったのですが、制度化されていく過程で過去のことを知らない親ばかりになっていくわけだから、今あることが当たり前ということになっていくのです。いわゆる「おまかせ民主主義」が当たり前になって、運動体としての学童保育が空洞化してきたということは何も否めない、すごく残念で忸怩たる思いで、何かお手伝いしなければという気持ちでいます。

中島さん

知立市も、知立市学童保育連絡会協議会があったのですが、10年ほど前に無くなってしまいました。

田村さん

20年ほど前には知立市にも組合員がいて、当時、知立闘争と言っていました。父母会がやっていた学童保育所を、市の児童館か児童センターに入れましょうということになったのですが、指導員は児童センターの雇用になるので、仕事は学童保育所に通う子どもの指導だけでなく、児童センターに遊びに来る一般の子どもも見てくださいますと市から言われました。これに対して、私たちは学童保育所の指導員として仕事を始めるのだから、そこはきちんと分けてくれということをやった時がありました。そういう約束で市に雇用されたのですが、実際は、児童センターに遊びに来る一般の子どもたちも、話しかけてくれる大人がいれば、そっちに寄って行くし、頼りにすれば応えてくれるしということがあります。結局、そこで働く指導員も、学童保育所の子どもたちだけを見ていけばよいのかという良くも悪くも気持ちの揺らぎがあって、学童保育所の子どもも、遊びに来る子どもも見ていたのです。そのうちに、組合の方針にしたがってよいのかという揺れた時代もありました。今はもう知立市では、学童保育所に入所している子どもも一般に遊びに来る子どもも、区別がなくなってしまっています。

今は、児童福祉法のもとで学童保育が国の制度に組み入れられ、豊田市にもできたわけですが、数だけ増えて質が伴わないということではいけないのです。シダックスが安い労働者を使って学童保育を実施するという、そうした学童保育所を増やさないために、政府に提案しています。一歩進めばその反動が必ずどこかに返ってくるということもあるので、組合活動はどこまで行っても終わりということがありません。いつまでたっても、常によいものをつくらせていくということです。

司会

他にありますか。はいどうぞ。

発言者

学童保育所の利用者の保護者です。建交労が父母にも配っていただいている新聞の題名が「父母とともに」というものですが、あれが素晴らしいなと思い、学童保育に関わってすごく感動したことのひとつでした。やはり、父母にいろいろと伝えていくこと、制度要求をしていく際にもその情報は、すごく大事だと思いますし、仕事も忙しい中でいつもありがたいと思っています。

もう少し雑感を言うと、悩んでいることです。学童保育所の閉所は、いつも午後7時です。良い指導員さんがいて、全幅の信頼も寄せているし、話し合いもいろいろするし、ボランティアで高校生が話をしてくれるので、私の子も高学年に差し掛かっていますが、学童保育を辞める気は全然ありません。親たちと指導員さんたちとの関係、よい友達など、いろいろな関係ができており、すごく良い環境だと思っています。しかし、悩ましいこと

は、仕事が忙しすぎて学童保育所の閉所時間に間に合わないので、学童保育所を使えないということがあったり、名古屋市の場合、親の運営だから学校と切り離されていることで、窮屈な学校にはない学童保育所の良さがあると思っているのですが、親の運営だと負担が大きくて学童保育を利用できなかったり、ということを知ります。また、つまらないのでだんだん学童保育所に行かなくなり、子どもたちだけで過ごしているというようなことを知ります。

学童保育所が広がってほしいし、普遍的になってほしいという気持ちもあるのですが、働く親として時間の悩みなど共有したいという気持ちもあるし、そこはそこで悩ましいことです。さらに、トワイライトスクールが合わなかった、民間も合わなかったということで、途中で学童保育所に入所したいという方が、最近年頭に必ずいるので、出来るだけ学童保育所に来てよと言いたいのですが、定員があり、希望者全員が入所できるわけではありません。こういうことを全部親が悩まなければならないのはどうなのか、権利であるけれども、その辺に悩みがあります。

それでお聞きしたいのは、学童保育に関連する自治体の保育との連続性というか、保育でも遊ぶ権利を保障する体制が必要ということからすると、保育関係の労働組合との関係とか交流はどうなっているのか、ということです。また、保育士の場合、保育士養成コースや学校がありますが、学童保育指導員の養成コースができる見込みはないのでしょうか。ようやく学童保育の制度ができてきたところですが、保育士などと同じように、学童保育の指導員を学校で育ててほしいと思います。

田村さん

新聞を読んでいただいてありがとうございます。あれを書いているのは私です。緊張感を持って作って行かなければなりませんね。閉所時間の問題とか時間や労力負担の問題などですが、学童保育のニーズの広まりはそういうところであって、政府は「小1の壁」と呼んで、保育園を卒業した後に学童保育所に入れられないという問題があって、それを解決するために基準などをつくってきたという現状です。名古屋の場合、運営する親たちの負担が大きいと思っています。指導員も、そうした親の姿を見て給料をこれ以上上げてほしいというのはとても心苦しいということで、悩んでいます。やはり、現在の学童保育は、完成したのではなく発展途上だと思っています。基準や運営指針は1つの到達点でしかなく、それで、親や子どもたちの権利が保障される学童保育所が出来上がったかということ、全くそうではないので、まだまだ私たちも頑張らなければなりません。また、おこがましいかも知れませんが、親は親の立場で、子どもにとってよりよい学童保育所を実現するために連絡協議会がいろいろと運動の提起をしてくださるということで、親たちの奮闘もまだ必要だと思います。

労働組合の関係では、建交労・自治労連（日本自治体労働組合総連合）・自治労（全日本自治団体労働組合）・福祉保育労（全国福祉保育労働組合）が、それぞれ学童保育指導員を組織しています。愛知では、建交労と福祉保育労が特段に何かやっているわけではありませんが、たとえば、天白地域保育団体連絡協議会では、保育士と学童保育指導員が集まって年に何回か会合をしたり、あるいは年度末の1月、2月に、保育園で年長の子供はこんなことをしていますとか、学童保育ではこんなことを準備しています、というような交流をしたりしています。区によって、こういう取り組みのあるところとないところがあります。

指導員の養成については、組合としても国に要望しています。16科目24時間の研修内容だけでは不十分だと言っています。専門学校でそうしたコースを持ったり、NPO法人学童保

育指導員協会が日本福祉大学に出向いて独自の資格養成をしたりしていますが、全国的にはそうしたことはないと思います。昨年、私はスウェーデンのストックホルムで学童保育所を視察しました。スウェーデンでは、13の大学で学童保育指導員の養成が行われていて、これは全く日本とは比較になりません。これで十分かどうかは別として、身分的にも養成の内容でもすごい中身で、3年間で併せて学校の教員資格も取るというシステムでした。

中島さん

指導員の研修の話の話を補足すると、今は4日間です。1日4時間4科目を4日間受講すると、放課後児童支援員の資格が取れることになっていますが、今年で経過措置が終わり、来年度からどうするのかははっきりしません。厚生労働省の見込みでは、今年でだいたい勤めている指導員は資格が取れるだろう、来年からは細々と続けていけばよいという感じでした。ご存知の通り、指導員の入れ替わりが激しいですし、学童保育所の数も増えてきて、指導員を確保できていないので、来年も続けていかなければならないでしょう。

実際は、指導員の人数がギリギリのため、平日に行われることの多い研修にそもそも行くことができない、研修を受けに行くと、その学童保育所が成り立たないということがあって、受けに行けないという実態です。それを厚生労働省も知っているのですが、連絡協議会と厚生労働省との話の中では、大学や専門学校などの教育機関における資格者養成の検討の必要性を感じていると言っています。私どもとしては、日本福祉大学と一定のカリキュラムを組み、これを受講してもらって、その受講生が一定の実習期間を経て民間資格認定を発行するというのを指導員協会としてやっています。こうしたことを参考に、こういうカリキュラムやシラバスで大学や専門学校で実施してはどうですかと、厚生労働省に何回か提案しています。先が見えているということではないのですが、そういう動きがあるということをつけ加えておきます。

司会

では、そちらの方。

発言者

現在は、学童保育に関係することはしていませんが、40年位前に瀬戸市で初めて学童保育所をつくった発起人の1人です。その時は、民間というか父母会が主体になっていたのですが、未だに父母会が主体になっているという風にも見えます。父母が主体で、土地を探し家も探し指導員も探してやっていった時には、父母と指導員の間で議論しないと進みません、補助金を市に要求するのも父母主体ですから、関係は濃密でした。自分たちがやらないと維持できないという自覚がありました。しかし、例えば、子どもが高学年になると、私たちが「卒業」します。そうすると、父母の考え方も変わってきて、補助金も少ないが、なんとかやっていけるじゃないかと。

聞きたいことは、父母の負担はどのくらいかということと、もう1つは父母会と指導員はどういうふうに話をしているか、うまくやっているかということです。父母会が雇い主の場合、責任があるので、その話し合いは結構重要で対立することもあるのではないのでしょうか。それから経営母体の引継ぎはどのようになされているのでしょうか。

中島さん

保護者の経済的な負担のことですね。

発言者

瀬戸市では、収入に応じて3段階になっていました。教員が一番高かったです。

田村さん

学童保育所が150箇所あると、負担も150通りです。名古屋市内では、一番高いところ

で月 2 万 3,000 円くらいかな。教材費・おやつ代・積立金などいろいろ全部入れてです。

中島さん

高坂は安くて、1 万円を切ります。しかし、そうしたところは、非正規職員のおばあさんしかいません。

発言者

父母会と指導員との話し合いはどうなっていますか。

田村さん

ついこの間まで春闘時期で、建交労は、それぞれの地域ごとの分会が要求書を出しています。相手は父母会で、いろいろとやられていることも知っているので、団交と言うと、父母会も耐えられなくなる方がいるので、実質的には団交ですが、協議といたり、基本給は 20 万円にしてくださいとか、こういう制度をつくってくださいという話し合いの場を持ってもらったり、という形です。親たちはそのためのお金を集めるということで、最終的には妥結するようにしています。ただ、学童保育所の補助金は不十分ですから、指導員の生活実感としてはこうだという中で、父母会としてどこまで出せるのか、出せないのかを判断せざるを得ません。労働組合として出してほしい線と、父母会として出せない線とで、それぞれ判断をせざるを得ないです。

もう 1 つ大事にしていることは、大本に対する運動です。なぜ親たちが労力やお金も出して学童保育所の運営をしなくてはならないのか、本来、要求する相手は国や自治体です。だから、そこに対する運動をしっかりとやりましょうということで、連絡協議会はこういう署名に取り組んでいます、組合としてもこういう要請行動をするので父母のご協力をということ、私どもの基本的な運動方針として大事にしていきたいと思います。

発言者

市へ要求する場合、父母と一緒に行くのですか。

田村さん

一緒に行っているところもありますが、名古屋市では、建交労として市に要求を出し、学童保育連絡協議会としても要求を出しています。交渉や懇談もそれぞれでやっています。瀬戸市では、今組合員がいないので、どうなっているのかわかりませんが、何回か指導員会に足を運んで組合に入ってくださいという話をしています。

発言者

スウェーデンでは、小学校が実質 7 年間で学童保育は無料です。日本とは違い過ぎています。さらに、その先どうするかという議論もあります。父母が働いている場合、1 年か 1 年半は休めるので、子どもを預けても預けなくてもよいのですが、原則、残業がないので、実際に預けるのは 3 年半くらいです。働いている人はどうなっているのかというと、保育士資格と教員資格、それにプレスクールの教員資格が新しくできたのですけれども、それぞれが職種別最低賃金で少しずつ差があります。スウェーデンでは、全職種全産業で基本賃金や資格が決まっていますが、日本の場合、学童保育指導員をとっても、賃金など処遇がバラバラでわけがわからなくなっています。なぜここまで違ってしまったのかということです。

田村さん

子どもをどう守り育てていくのかという社会的合意でも、政治の姿勢でも大きな違いがあって、少なくとも安倍晋三が早く退陣してほしいということは共通していると思います。スウェーデンには、去年と 1995 年に行きました。1995 年の時は、学童保育の専門学校が 1 つできたという段階だったのですが、その時でも、学校の教員の仕事が午後 1 時くらいに

終わるので、1時から6時まで学童保育所指導員として働くということ、学校には3人の副校長がいて、そのうちの1人は学童保育所の責任者を務めるというシステムになっていました。去年もそうでした。子ども権利をどう守り保障するのか、子どもの育ちを国としてどう保障し、フォローアップしていくのかという問題が決定的に違います。報告書にも書きましたが、小学生だから子どもだからこのくらいでよいだろうという日本との認識の差は圧倒的だと思います。スウェーデンでは労働組合とも交流してきました。学童保育所の指導員は、学校の教員組合に結集されているようで、給料は日本円に計算したら月収51万円を超えています。

発言者

そんなに高いのですか。

田村さん

平均の金額で、一時金はありませんという話でした。スウェーデンの人から、51万円が高いと思いますかと聞かれました。一緒に視察に行った人は、「いいですね」と言いたいのですが、どう答えてよいのか固まっていました。組合との懇談会には、50歳~60歳台の人で学童保育所の指導員として勤めて40年位になる人が3、4人出てくれていたのですが、自分たちがこの仕事をしながら暮らしていくには、給料がもっとあって当たり前ではないかというように、労働する誇りや自覚や責任感が強いと思いました。われわれ建交労としても、もっと経済的要求を持ってよいし、もっと労働環境としても整備されるべきだと思っています。自治体や国にきちんと責任を果たさせていくということで、再三にわたりますが、プレハブ建築だけでよしというのではなく保育所並みの、日本の保育所が決してよいわけではありませんが、学童保育施設を公的責任でつくれということはずっと取り組んでいきたいと思っています。

発言者

スウェーデンは公務員ですからね。

田村さん

そうですね。子どもが減ったから解雇されるようなことは絶対ないですから。

発言者

解雇がないわけではありません。この間、スウェーデン人と結婚した知り合いで、解雇された人から話を聞きました。彼女は、スウェーデンの移民を扱うところで働いていたのですが、一時ものすごい人数の移民が来て、その後減少したので、職場が減るため人を減らすということで解雇されたのです。解雇されたのですが、全然困らない。スウェーデンでは、だいたい40歳をすぎれば、大学を出たり勤めていたりすれば先任権があるので、若い人に比べれば、就職に困らないのです。一応知っていたけれども、本人からそう言われると、先任権はそういう意味をもっているのかと思い、改めてびっくりしました。

田村さん

労働政策としてしっかり整備がされているということですね。

発言者

人がいないところは当然出てくるので削るのです。解雇されても、大学に戻りたければ戻れるなど必要なところに人を配置していくことで、国全体の労働生産性を上げようという政策です。日本では、こうしたことができないので生産性が上がりません。

司会

そろそろ時間になりましたので、田村さんと中島さんに今日の感想やさらに補足があればお願いしたいと思います。では、田村さんからよろしく。

田村さん

今日はお話しできてとても良かったです。立場上いろいろなところでお話しするのですが、それは、だいたい学童保育所の関係者や労働組合の人たちです。今日のように、学童保育所関係者以外の方の前でお話しすることはなかなかありませんので、私にとってもいろいろな質問や意見を受けて貴重な体験となりました。学童保育所の指導員は低賃金や不安定雇用の代表と思ってきましたが、今はどの職種もどの仕事も安泰でなくなってきましたので、いかに労働者全体の地位や諸権利を取り戻すか、ということ根っこに据えた労働組合運動が必要だと思います。働き方改革も問題ですが、外国人就労に関する法律も、労働者派遣法もそうですが、労働者の地位や身分や賃金がズタズタになっています。建交労に来る労働相談の中にも、なぜそういうことがあり得るのか、通用するのかという内容があります。たとえば、トラックの運転手が、トラックをぶつけて 200 万円の損害賠償を会社から請求され、給料明細さえ出てこないという相談などです。とにかく一緒に頑張りましょう。

中島さん

今日は本当にありがとうございました。学童保育の設立に関わった方の話、子どもを預けて保護者として学童保育所を支えている方の話など、聞いて良かったです。いろいろとお力添えをいただくと、ありがたいし嬉しいと思います。学童保育所に子どもを預けている親の中にも、だいぶ経営者感覚がはびこっているなと思います。よい意味でも悪い意味でもありますが、指導員の仕事ぶりを評価して給料を決めるということや、専任指導員を雇うくらいなら非正規の指導員をたくさん雇って、質より量ということなども連絡協議会に伝わってきます。それぞれの事情があり、好き好んでやっているとは思いますが、もっと広い視野を持って子どもたちを育てていけるように、私たち連絡協議会の者が伝えていかなければいけないし、皆さんからのご意見を参考にさせていただき、活かしていけるように、いろいろと教えていただけたら有難いと思います。

(※以上、質疑応答等の時間約 90 分)

司会

お二方に拍手をお願いします(拍手)。本日の研究会はこれで終了とします。

報告・コメント資料 (24 頁～41 頁に掲載)

報告要旨

愛知労働問題研究会・第9回定例研究会

学童保育指導員、働き続けることが困難な仕事。

その課題をどう乗り越えるか

2019. 5. 18

全日本建設交運一般労働組合 愛知学童保育支部
書記長 田村一志

- (1) 学童保育の制度
 - ・児童福祉法、子ども子育て支援法
 - ・基準、職員配置（2015～）⇒2020年度から緩和
 - ・運営指針（2016～）
 - ・補助金の内容

- (2) 愛知県内の指導員の実態
 - ・愛知県内の指導員の実態（*自治体キャラバンのデータ結果、参照）
 - ・短時間、低賃金、ローテーション勤務、非正規だけの職場・自治体
子どもにとって
保護者にとって
緊急時
 - ・劣悪な職場環境（労働安全法、事務所衛生基準規則）

- (3) 安上がり労働の背景～誤解、偏見、社会的な合意～
 - ・学童保育は、午後からのわずかな時間
 - ・小学生になったら留守番くらいできる
 - ・子どもと遊んでいるだけ。いや、遊ばなくてもよい。
 - ・指導員は、昼からの仕事でよい
 - ・基準緩和の背景 誰でもできる簡単な仕事という見方

- (4) 労働組合（建交労）が、どう取り組んできたか
 - ・この仕事に誇りを持ち、働き続けていきたい。
 - ・働きつづけるために、労働条件をあげていく（*要求アンケート結果、参照）
 - ・学童保育の理解者を増やす（保護者、地域住民、行政、議会・・・）
 - ・仕事の中身、専門性を自ら明らかにする
 - ・制度政策要求

番号	区分	2019年度, H31年度(案)		2018年度, H30年度	
		H30年度との比較		H31年度国基準単価	
1	基本額 (★)	1~9人	125,000円 ↑	3,660,000円~3,876,000円 (1人増ごと27,000円増加)	3,535,000円~3,751,000円 (1人増ごと27,000円増加)
2		10~19人	125,000円 ↑	3,903,000円~4,146,000円 (同27,000円増加)	3,778,000円~4,021,000円 (同27,000円増加)
3		20~35人	220,000円 ↑	5,350,000円~5,725,000円 (同25,000円増加)	5,130,000円~5,505,000円 (同25,000円増加)
4		36~45人	220,000円 ↑	5,750,000円	5,530,000円
5		46~55人	213,000円~ 150,000円 ↑	5,690,000円~5,150,000円 (同60,000円減少)	5,477,000円~5,000,000円 (同53,000円減少)
6		56~70人	143,000円~ 45,000円 ↑	5,090,000円~4,250,000円 (同60,000円減少)	4,947,000円~4,205,000円 (同53,000円減少)
7		71人以上	42,000円 ↑	4,183,000円	4,141,000円
8	長時間 開所加算	平日	14,000円 ↑	1時間延長につき加算 年額378,000円⇒392,000円	
9		長期 休業中等	6,000円 ↑	1時間延長につき加算 年額170,000円⇒176,000円	
10	長期休業期間 受入支援助成		1,000円 ↑	長期休業期間中に追加で児童を受け入れたときに助成 日額17,000円⇒18,000円	
11	障害児 受入推 進助成	障害児 1人以上受入	51,000円 ↑	育成会が障害児を受け入れる場合に助成 1,796,000円⇒1,847,000円	
12		障害児 3人以上受入	51,000円 ↑	育成会が3人以上の障害児を受け入れる場合に、上記助成額に加えて助成 1,796,000円⇒1,847,000円	
13		医療的ケア	変更なし	—	育成会が医療的ケア児を受け入れる場合に、3,847,000円を助成
14	障害児受入促進助成		変更なし	—	育成会が新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の1/2を補助 (125,000円限度)
15	常勤職員配置等助成 ※16との重複不可		変更なし	—	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域 組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に 必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 1か所あたり 3,012,000円限度
16	放課後児童支援員等処 遇改善等事業 ※15との重複不可		変更なし	—	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置し た場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要額を助成 1か所あたり 1,575,000円限度
17	放課後児童支援員キャ リアアップ処遇改善事 業		7,000円 ↑	10年以上の事業所長的立場 384,000円/1人	10年以上の事業所長的立場 377,000円/1人
18			5,000円 ↑	5年以上の専門研修受講者 256,000円/1人	5年以上の専門研修受講者 251,000円/1人
19			3,000円 ↑	放課後児童支援員研修修了者 128,000円/1人	放課後児童支援員研修修了者 125,000円/1人
20	送迎支援事業		13,000円 ↑	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援 を行う育成会に対し助成 1か所あたり 466,000円⇒479,000円	
21	設置促進事業		変更なし	—	民家等を賃借して育成会をする場合の改修、設備の整備・備品購入、開設 準備経費(礼金・賃借料開設前月分)等を補助 1か所あたり経費の3/3 (12,000,000円限度)
22	家賃補助 <市単独>		変更なし	—	家賃の2/3補助 (月額50,000円限度)
23	ひとり親家庭減免助成 <市単独>		変更なし	—	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の2/3を補助 (限度額 H30:月額8,000円/人)
24	事務負担軽減助成 <市単独>		新設	経理事務にかかる業務を委託した場合、委託費の2/3を補助 1か所あたり年額120,000円限度	
25	ブロック塀の撤去 <市単独>		臨時 (平成31年度限り)	撤去経費もしくは安全対策費の2/3と1メートルあたり25,000円の2/3を比 較し、低廉な額を補助	
26	環境改善整備助成		臨時 (平成31年度限り)	H29年度以降開所した育成会がICT機器を購入する場合、経費の3/4を補助 1か所あたり195,000円限度	

基幹人仲費
未だ不明
日付、6月

★「基本額想定例」は、平日13時~19時、土曜・長期休業中 8時~19時 の開所パターンを想定
☞土曜開所加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額

たとえば、「平日 13~20時、土曜・長期休業中 7時30分~19時30分」の場合、
土曜開所あり、平日時間加算1時間分、長期休業中等時間加算4時間分 となり、
「基本額想定例」に、平日加算1時間分+長期休業中等加算1時間分 の加算額をさらに加算

自治体キャラバンアンケート結果 資料

	雇用先	ヶ所数	雇用人数(人)		支援員の賃金(円)採用初年度				処遇改善の予算化(今年度)			労働条件/正規				労働条件/非正規			
			正規	非正規	正規	非正規月給	非正規日給	非正規時給	非常勤分	常勤分	キャリア	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金
名古屋市	自治体																		
	父母会	169	今後集計予定	不明	各クラブによる	各クラブによる	各クラブによる	各クラブによる	○	○	○	○		○			○		○
	委託先・指定管理先	59			各事業者による	各事業者による	各事業者による	各事業者による						○			○		○
豊橋市	自治体	49	101	120	129600~193600				○	○			○	○	○				○
	父母会	25	40	98	173,000								○	○	○	○			
	委託先・指定管理先	1		3												○	○	○	○
岡崎市	自治体	34		207		191,800							○	○	○				
	父母会	8	8	69		平均201694				○			○	○	○	○			
	委託先・指定管理先																		
一宮市	自治体								○										
	父母会									○									
	委託先・指定管理先	58		558		166,900										○	○	○	
瀬戸市	自治体																		
	父母会	1	2	4	138,000				○		○		○	○	○				
	委託先・指定管理先	25	44	87	180,000								○	○	○				
半田市	自治体																		
	父母会	1	2								○								
	委託先・指定管理先	16	54																
春日井市	自治体	1	3	1					○	○									
	父母会	2	1	9									○	○	○				
	委託先・指定管理先	2	78	84	155,624								○	○	○	○		○	
豊川市	自治体																		
	父母会	6	7	26	175000~191700					○			○	○	○	○			
	委託先・指定管理先	34	34	108	181,600	141,120							○	○	○	○			
津島市	自治体																		
	父母会									○		○							
	委託先・指定管理先	1	21	57	152000~163200								○	○	○	○			○
碧南市	自治体																		
	父母会																		
	委託先・指定管理先	9	1	58	196,128	184,200							○	○	○	○	○	○	○
刈谷市	自治体	31		145															
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
豊田市	自治体	2		30		175,000										○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先	64		536		175,000										○	○	○	
安城市	自治体	47		193												○	○	○	
	父母会	4		27				不明	不明							不明	不明	不明	不明
	委託先・指定管理先																		
西尾市	自治体	26		176												○	○	○	
	父母会															○	○	○	
	委託先・指定管理先																		
蒲郡市	自治体	17		78															
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
犬山市	自治体	16		57												○		○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先								○										

2018愛知県自治体、雇用状況(自治体名)

	雇用先	ヶ所数	雇用人数(人)		支援員の賃金(円)採用初年度				処遇改善の予算化(今年度)			労働条件/正規				労働条件/非正規			
			正規	非正規	正規	非正規月給	非正規日給	非正規時給	非常勤分	常勤分	キャリア	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金
常滑市	自治体	9	3	29	159,800	179,200		940	1190					○	○	○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先	3		13		200,000		900	1160							○	○	○	○
江南市	自治体	13		83				880	1160							○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
小牧市	自治体	16		150		176,700			1,130							○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
稲沢市	自治体	24		154		161,600	9,120	1,150								○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先	1		10															
新城市	自治体	17	2	63	171,840			910	1080										
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
東海市	自治体	12		116				910	1200							○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
大府市	自治体	28		120		203,700			1,100							○	○	○	○
	父母会									○		○							
	委託先・指定管理先																		
知多市	自治体	10		98				1,253								○	○	○	○
	父母会	1		4				1,000		○		○							
	委託先・指定管理先																		
知立市	自治体	7		56		175,200		940	1150						○	○	○	○	○
	父母会									○									
	委託先・指定管理先																		
尾張旭市	自治体	6	0	55		172,700		1,040								○	○	○	○
	父母会	2	2	20	167,000			874				○	○	○	○	○	○	○	○
	委託先・指定管理先	7	9	53	224,111			905				○	○	○	○	○	○	○	○
高浜市	自治体	2	5	16	172,462	172,400		1,020								○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先	5	4	34	166,208	172,400		1,020								○	○	○	○
岩倉市	自治体	7	9	43	262,243			890								○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
豊明市	自治体	1	2	11		199,800		1,160								○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先	8	11	28															
日進市	自治体									○		○							
	父母会																		
	委託先・指定管理先			18				1,000								○			
田原市	自治体	10		44				1,001											
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
愛西市	自治体	2	3	14	178,200			880	1050							○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先	14	21	87				870	1400							○	○	○	○
清須市	自治体	15		30				1,100								○	○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		

2018愛知県自治体、雇用状況(自治体名)

	雇用先	ヶ所数	雇用人数(人)		支援員の賃金(円)採用初年度				処遇改善の予算化(今年度)			労働条件/正規				労働条件/非正規			
			正規	非正規	正規	非正規月給	非正規日給	非正規時給	非常勤分	常勤分	キャリア	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金
北名古屋市	自治体																		
	父母会																		
	委託先・指定管理先	10	60	60								○	○	○		○	○	○	
弥富市	自治体	11		74				1,010								○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
みよし市	自治体	4		31	96,830			1,147								○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先	8		57				1,190											
あま市	自治体	15	0	129				1,100								○	○	○	
	父母会	1	0	4				950			○								
	委託先・指定管理先																		
長久手市	自治体	6	11		155,500							○							
	父母会	4	10		16~20万						○		○						
	委託先・指定管理先																		
東郷町	自治体	5		40				1,150								○			
	父母会																		
	委託先・指定管理先	1		8				990								○			
豊山市	自治体	2		9				960								○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先	1	1	6															
大口町	自治体	4		16				1,130								○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
扶桑町	自治体	16		57				1,205								○		○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先								○										
大治町	自治体																		
	父母会																		
	委託先・指定管理先	3	2	40	198,600			1000~1100				○	○	○	○	○	○	○	
蟹江町	自治体	9	13	29	268,000			1,100					共済組合	共済組合	○	○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
飛鳥村	自治体	1	3	2	186,000			980					共済組合	共済組合	○	○	○	○	
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
阿久比町	自治体																		
	父母会																		
	委託先・指定管理先	5																	
東浦町	自治体	7	7	56	170671~191374	164,700		920~1070									○	○	○
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
南知多町	自治体	2		13				1120~1020											
	父母会																		
	委託先・指定管理先																		
美浜町	自治体	2		26				1,150								○	○		
	父母会																		
	委託先・指定管理先								○										

2018愛知県自治体、雇用状況（自治体名）

	雇用先	雇用人数(人)		支援員の賃金(円)採用初年度				処遇改善の予算化(今年度)			労働条件/正規				労働条件/非正規			
		ヶ所数	正規	非正規	正規	非正規月給	非正規日給	非正規時給	非常勤分	常勤分	キャリア	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金	退職金	雇用保険	協会けんぽ	厚生年金
武豊町	自治体	4		32				1010	1280						○	○	○	
	父母会																	
	委託先・指定管理先																	
幸田町	自治体	14		71				900	1170						○	○	○	
	父母会																	
	委託先・指定管理先																	
設楽町	自治体	3		5					1,170									
	父母会																	
	委託先・指定管理先																	
東栄町	自治体	1		8		154,000			900						○	○	○	
	父母会																	
	委託先・指定管理先																	
豊根村	自治体																	
	父母会																	
	委託先・指定管理先	1		6														
小計	自治体	542	196	2,795														
	父母会	226	#VALUE!	#VALUE!						11	6	10						
	委託先・指定管理先	311	286	1,828														

2019年春闘「働くみんなの要求アンケート 学童保育【月給者(学童保育)】」集計結果

都道府県本部名：愛知県本部
 支部・分会名：愛知学童保育支部
 集計数：184人分

更新日：2019年01月07日

都道府県：全国

A. 性別	実数	構成比
1 男	72	39.1
2 女	112	60.9
無回答	0	0.0

B. 年齢	実数	構成比
1 10代	0	0.0
2 20代	59	32.1
3 30代	47	25.5
4 40代	43	23.4
5 50代	23	12.5
6 60代以上	11	6.0
無回答	1	0.5

C. 賃金の決め方	実数	構成比
1 月給制	184	100.0
2 日給制	0	0.0
3 時給制	0	0.0
無回答	0	0.0

D. 組合	実数	構成比
1 建交労の組合員	147	79.9
2 他労組の組合員	0	0.0
3 組合はあるが加入していない	10	5.4
4 組合はない	13	7.1
5 わからない	12	6.5
無回答	2	1.1

E. 勤続年数	実数	構成比
1 1年未満	17	9.2
2 1～3年未満	30	16.3
3 3～5年未満	22	12.0
4 5～10年未満	28	15.2
5 10～15年未満	34	18.5
6 15～20年未満	19	10.3
7 20～25年未満	10	5.4
8 25～30未満	5	2.7
9 30年以上	19	10.3
無回答	0	0.0
平均値	11.2 年	

《問1-1》生活実感	実数	構成比
1 かなり苦しい	14	7.6
2 やや苦しい	76	41.3
3 まあまあだ	82	44.6
4 ややゆとりがある	11	6.0
5 かなりゆとりがある	0	0.0
無回答	1	0.5

《問1-2》年収前年比	実数	構成比
1 増えた	152	82.6
2 変わらない	20	10.9
3 減った	9	4.9
無回答	3	1.6

《問1-3》年収	実数	構成比
1 100万円未満	1	0.5
2 100万円以上～200万円未満	17	9.2
3 200万円以上～300万円未満	51	27.7
4 300万円以上～400万円未満	61	33.2
5 400万円以上～500万円未満	28	15.2
6 500万円以上～600万円未満	18	9.8
7 600万円以上～700万円未満	4	2.2
8 700万円以上～800万円未満	1	0.5
9 800万円以上～900万円未満	0	0.0
10 900万円以上～1,000万円未満	0	0.0
11 1,000万円以上	0	0.0
無回答	3	1.6
平均値	345.6 万円	

《問2-1》基本給	実数	構成比
1 10万円未満	1	0.5
2 10～15万円未満	5	2.7
3 15～20万円未満	83	45.1
4 20～25万円未満	54	29.3
5 25～30万未満	25	13.6
6 30～35万円未満	9	4.9
7 35万～40万円未満	5	2.7
8 40万円以上	1	0.5
無回答	1	0.5
平均値	21.6 万円	

《問2-2》賃上げ要求(月額)	実数	構成比
1 1千円	6	3.3
2 3千円	11	6.0
3 5千円	51	27.7
4 1万円	48	26.1
5 2万円	17	9.2
6 3万円	17	9.2
7 4万円	0	0.0
8 5万円	13	7.1
9 6～7万円	0	0.0
10 8～9万円	0	0.0
11 10万円以上	8	4.3
無回答	13	7.1
平均値	17976.6 円	

《問3-1》時間給	実数	構成比
1 700円未満	1	0.5
2 700円台	0	0.0
3 800円台	0	0.0
4 900円台	1	0.5
5 1000円台	1	0.5
6 1100円台	0	0.0
7 1200円台	0	0.0
8 1300円台	1	0.5
9 1400円台	0	0.0
10 1500円以上	1	0.5
無回答	179	97.3
平均値	1100.0 円	

2019年春闘「働くみんなの要求アンケート 学童保育【月給者(学童保育)】」集計結果

都道府県本部名：愛知県本部
 支部・分会名：愛知学童保育支部
 集計数：184人分

更新日：2019年01月07日

都道府県：全国

《問3-2》賃上げ要求(時間給)	実数	構成比
1 10円	0	0.0
2 30円	0	0.0
3 50円	1	0.5
4 80円	0	0.0
5 100円	0	0.0
6 150円	0	0.0
7 200円	0	0.0
8 300円	0	0.0
9 400円以上	0	0.0
無回答	183	99.5
平均値	50.0 円	

《問4-1》週労働時間	実数	構成比
1 15時間未満	8	4.3
2 15～20時間未満	1	0.5
3 20～25時間未満	0	0.0
4 25～30時間未満	7	3.8
5 30～35時間未満	17	9.2
6 35～40時間未満	144	78.3
無回答	7	3.8
平均値	35.9 時間	

《問4-2》一時金	実数	構成比
1 ない	8	4.3
2 5万円未満	1	0.5
3 5～10万円未満	1	0.5
4 10～20万円未満	6	3.3
5 20～30万円未満	14	7.6
6 30～50万未満	43	23.4
7 50～70万円未満	29	15.8
8 70～90万円未満	33	17.9
9 90～110万未満	16	8.7
10 110～130万円未満	12	6.5
11 130万円以上	9	4.9
無回答	12	6.5
平均値	62.6 万円	

《問4-3》身体疲労	実数	構成比
1 まったく疲れない	0	0.0
2 あまり疲れない	18	9.8
3 やや疲れる	104	56.5
4 とても疲れる	59	32.1
無回答	3	1.6

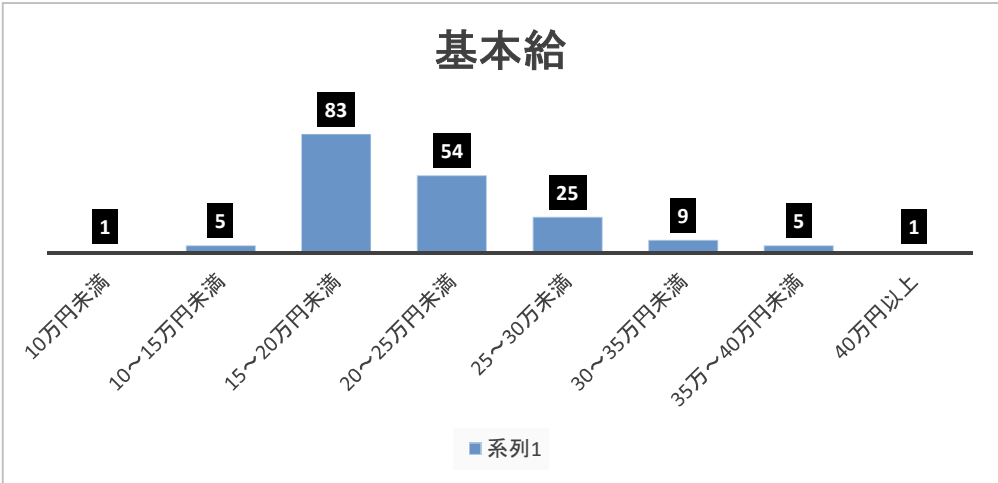
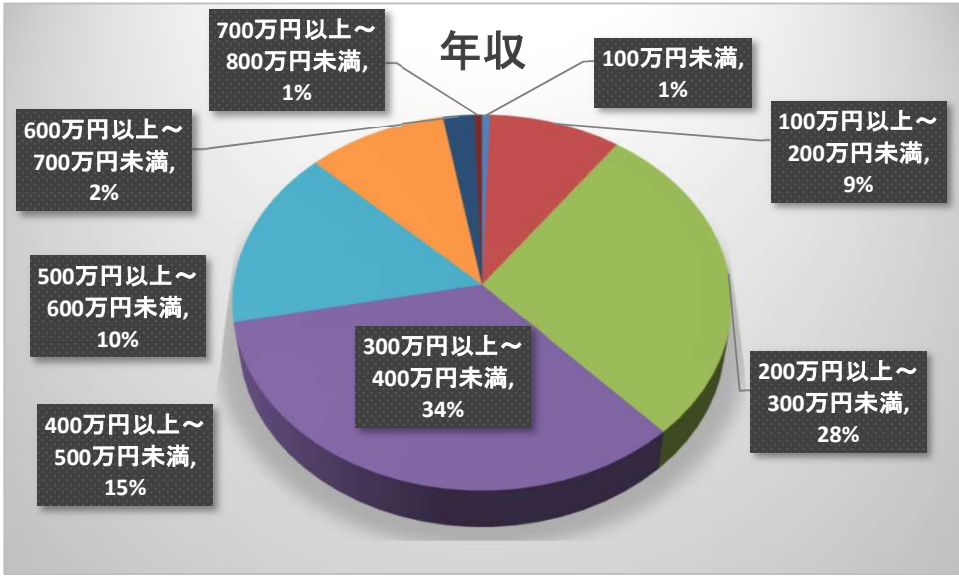
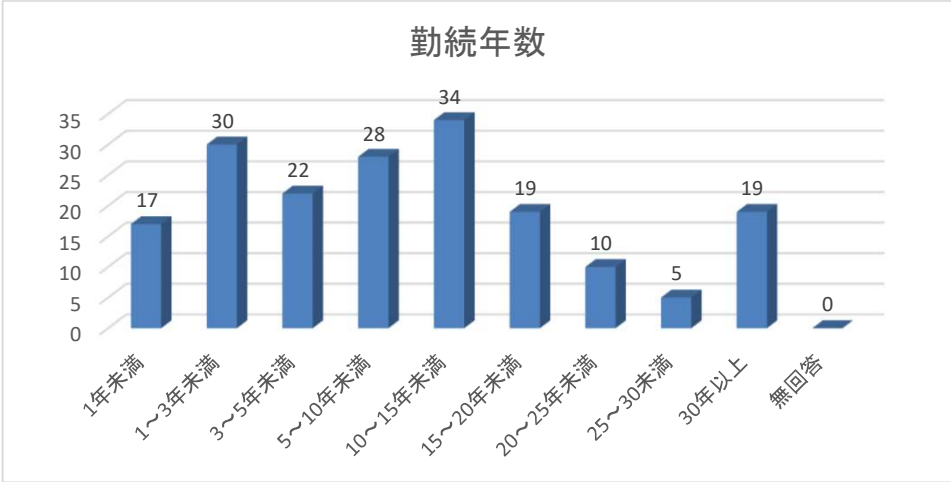
《問4-4》定期健康診断	実数	構成比
1 受診している	163	88.6
2 受診していない	15	8.2
無回答	6	3.3

《問5》不満や不安	実数	構成比
1 賃金が安い	80	44.7
2 労働時間が長い	11	6.1
3 労働時間が短い	1	0.6
4 休暇が取れない	52	29.1
5 雇用が切られるかもしれない	7	3.9
6 職場がなくなるのではないかと	13	7.3
7 仕事がつらい	14	7.8
8 職員の数が足りない	70	39.1
9 仕事の範囲が広すぎる	74	41.3
10 仕事・保育に自信が持てない	33	18.4
11 同僚・上司との人間関係	25	14.0
12 保護者との関係	35	19.6
13 労働条件が守られない	3	1.7
14 ただ働きがある	10	5.6
15 福利厚生が充実していない	8	4.5
16 夜の会議が多い	41	22.9
17 退職金がない・少ない	23	12.8
18 正規職員を希望しているがなれない	0	0.0
19 パワハラ・セクハラなどのハラスメントがある	3	1.7
20 その他	7	3.9

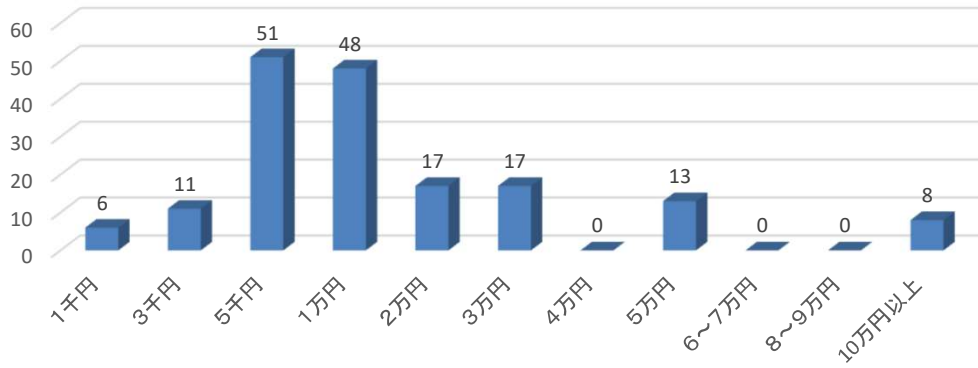
※構成比は無回答を除く

《問6》政府に対する要求	実数	構成比
1 憲法改悪反対、戦争法・共謀罪廃止など、平和と民主主義の擁護、核兵器廃絶	66	37.3
2 労働法制改悪阻止、長時間労働の解消、労働安全衛生強化	53	29.9
3 最低賃金引き上げ・全国一律制導入、地域間格差の解消、公契約法・多額制、均等待遇の実現	55	31.1
4 景気・物価対策、中小企業振興	27	15.3
5 安定雇用の実現、解雇の金銭解決制度の阻止	20	11.3
6 消費税増税中止、大企業・富裕層への課税強化	47	26.6
7 年金・生活保護制度の拡充、失業者の生活保障	37	20.9
8 医療・介護・保育の充実	119	67.2
9 地域経済の活性化、持続可能な地域づくり	15	8.5
10 返済不要の給付制奨学金の拡充、教育費無償化拡大、民主的な教育の実現	22	12.4
11 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換	27	15.3
12 震災復興、防災対策、原発事故の損害賠償	36	20.3

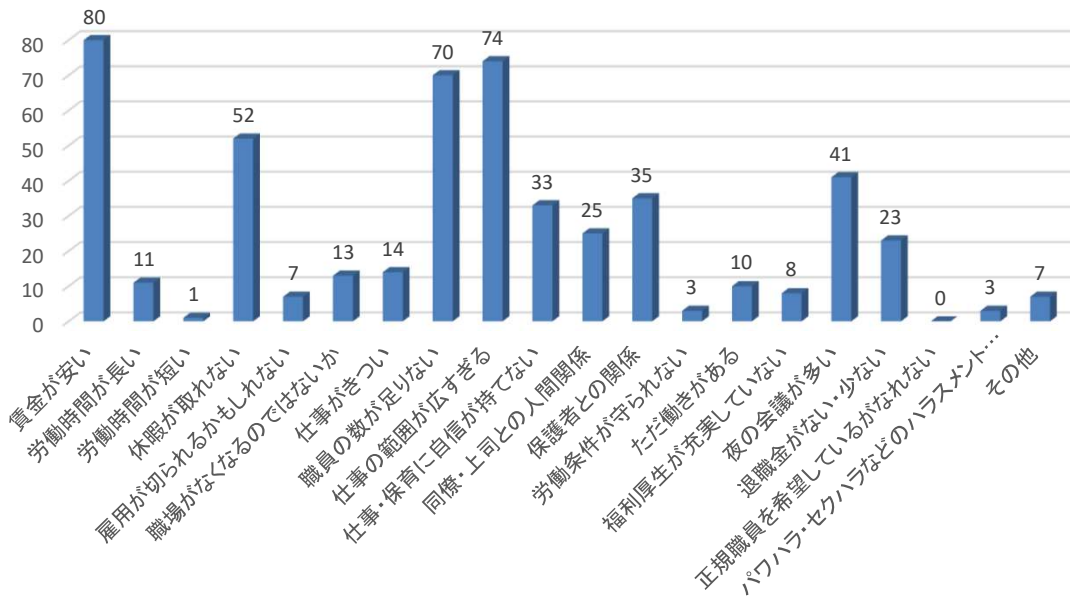
※構成比は無回答を除く



賃上げ要求額



不満や不安



学童保育の 改善政策要求

- 施設に関する基準
- 職員に関する基準
- 運営に関する諸帳簿、マニュアル



1. 学童保育所数

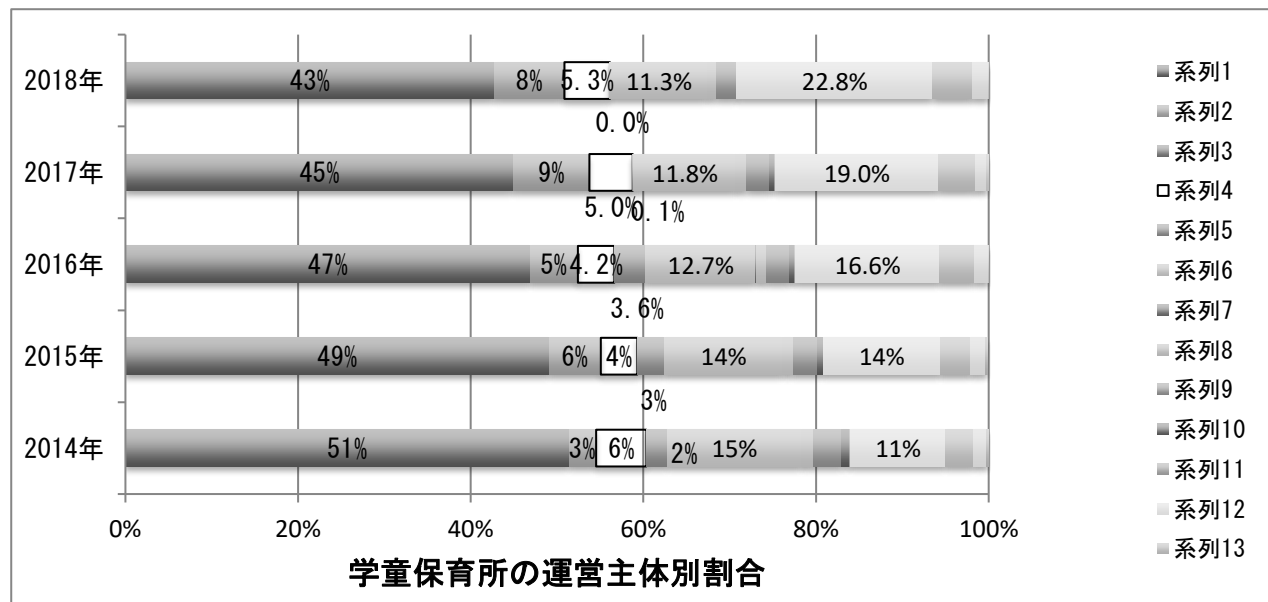
	公立小学校数 (A)	学童保育所数 (B)	支援の単位数 (C)	未設置校区数	未設置率
2014年	975	1,082		181	19%
2015年	970	1,077	1,253	164	17%
2016年	966	1,118	1,326	149	15%
2017年	969	1,089	1,414	141	15%
2018年	967	1,117	1,518	136	14%

2-1. 運営主体別箇所数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	構成比
公立公営	556	615	622	636	649	43%
公社社協・委託	33	74	72	123	122	8%
公社社協・補助	1	1	1	1	1	0.1%
公社社協・代行	63	53	56	71	80	5%
運営委員会・委託	27	40	48	2	0	0%
運営委員会・補助	167	171	169	167	172	11%
運営委員会・代行	0	0	1	0	0	0%
父母会・委託	15	15	16	18	16	1%
父母会・補助	36	36	35	37	34	2%
父母会・代行	9	8	8	8	0	0%
父母会・無補助	2	0	2	1	0	0%
法人等・委託	119	170	220	268	346	23%
法人等・補助	35	43	54	60	70	5%
法人等・代行	16	22	21	19	27	1.8%
法人等・無補助		2	1	3	1	0%
その他	3	3	0	0	0	0%
合計	1,082	1,253	1,326	1,414	1,518	100%

2-2. 法人運営の運営主体別箇所数

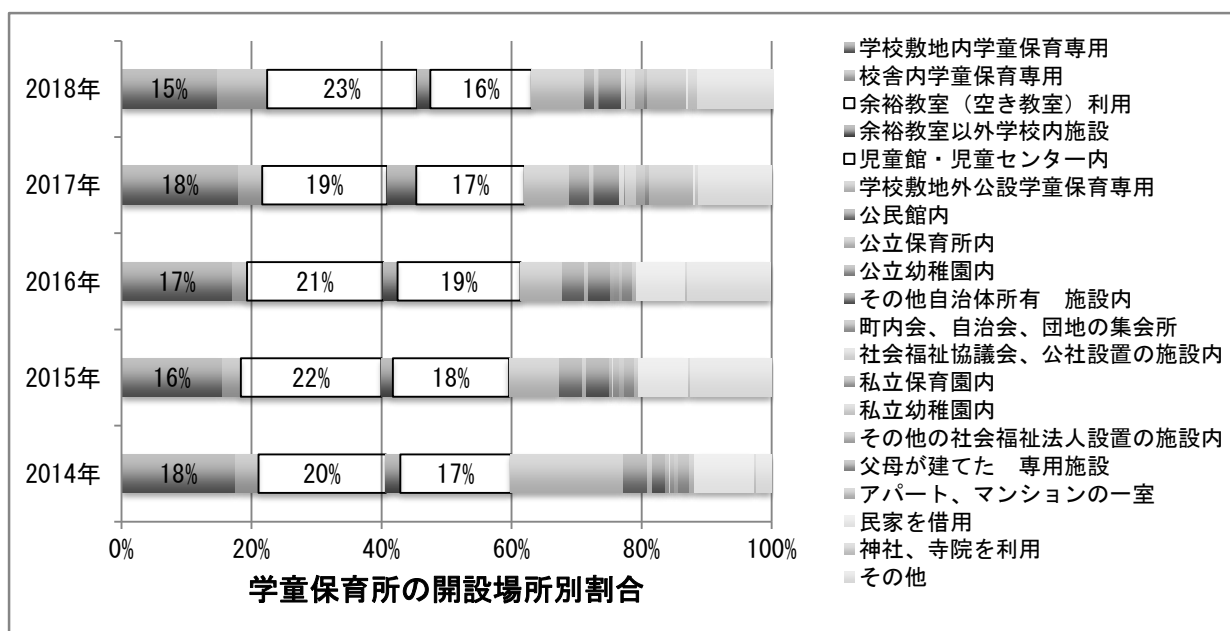
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	構成比
私立保育園	15	19	50	12	22	3%
学校法人	1	23	21	29	34	8%
その他の社会福祉法人	29	33	8	70	85	20%
NPO法人	74	93	99	111	132	32%
民間企業	17	20	48	59	90	17%
その他	32	52	70	69	81	20%
合計	168	240	296	350	444	100%



基本データ 2014-2018

3. 開設場所別箇所数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	割合
学校敷地内学童保育専用	190	195	227	255	223	15%
校舎内学童保育専用	38	35	29	51	117	8%
余裕教室（空き教室）利用	212	271	278	272	350	23%
余裕教室以外学校内施設	24	22	29	63	31	2%
児童館・児童センター内	184	224	251	236	237	16%
学校敷地外公設学童保育専用	188	97	86	97	122	8%
公民館内	39	45	44	43	25	2%
公立保育所内	8	7	9	10	9	1%
公立幼稚園内	0	0	0	1	1	0%
その他自治体所有 施設内	23	44	45	54	52	3%
町内会、自治会、団地の集会所	6	6	8	0	0	0%
社会福祉協議会、公社設置の施設内	1	2	0	11	9	1%
私立保育園内	8	12	10	3	3	0%
私立幼稚園内			2	23	22	1%
その他の法人設置の施設内	6	9	6	20	21	1%
父母が建てた 専用施設	19	20	21	9	6	0%
アパート、マンションの一室	8	7	8	95	91	6%
民家を借用	100	97	99	5	5	0%
神社、寺院を利用	3	3	4	7	21	1%
その他	25	157	170	159	173	11%
合計	1,082	1,253	1,326	1,414	1,518	100%



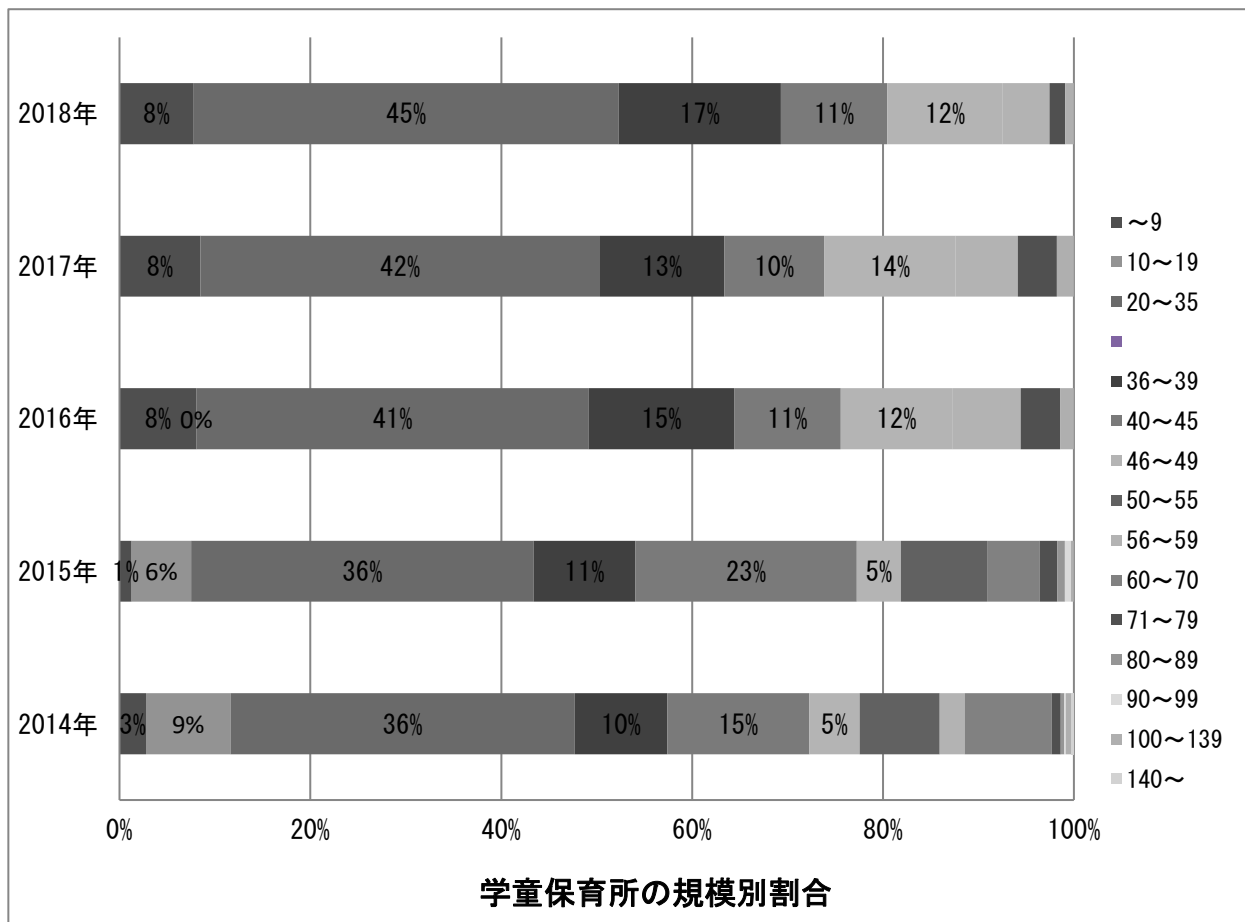
4. 学年別入所児童数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1年	13,914	14,581	15,297	16,186	17,178
2年	12,206	12,937	13,842	14,452	15,212
3年	9,406	10,110	10,837	11,390	12,216
4年	3,073	4,824	5,493	6,327	6,855
5年	1,446	1,799	2,225	2,491	2,893
6年	1,016	1,137	1,236	1,453	1,484
合計	41,061	45,388	48,930	52,299	55,838

基本データ 2014-2018

5. 規模別箇所数

規模（人）／年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2018年割合	
～9	30	16	107	120	118	～19	8%
10～19	96	78					
20～35	390	450	316	313	381	20～30	25%
			229	279	295	31～35	19%
36～39	105	133	202	184	258	36～40	17%
40～45	161	291	148	148	169	41～45	11%
46～49	57	58	155	195	184	46～55	12%
50～55	91	113					
56～59	28	69	95	92	74	56～70	5%
60～70	99						
71～79	10	23	55	58	25	71～100	2%
80～89	4	10					
90～99	2	8	19	25	14	101～	1%
100～139	6	4					
140～	3	0					
合計	1,082	1,253	1,326	1,414	1,518	合計	100%



6. 待機児童数

	箇所数	人数
2014年度	102	661
2015年度	155	1,008
2016年度	141	635
2017年度	151	964
2018年度	138	772

2018年度実施状況（設置数・運営主体）

	市区町村名	担当部署名	学童保育数	「支援の単位」数	公立小学校数	未設校区数	未設校区数/小学校数(%)	運営主体						
								公営	社協委託	社協補助	社協代行	運委委託	運委補助	運委代行
1	名古屋市	子ども青少年放課後事業推進室	231	232	261	82	31		8				170	
2	豊橋市	こども家庭課	86	86	52	3	6	50					1	
3	岡崎市	こども部こども育成課	44	71	47	12	26	57						
4	一宮市	こども部子育て支援課	58	118	42				112			1		
5	瀬戸市	こども未来課	26	26	20	5	25							
6	半田市	子育て支援課	19	25	13	2	15							
7	春日井市	子ども政策課	53	70	38	3	8	1				53		1
8	豊川市	子ども健康部子育て支援課	40	40	26									
9	津島市	子育て支援課	8	8	8									
10	碧南市	こども課	9	18	7							16		
11	刈谷市	子育て推進課	15	31	15			31						
12	豊田市	子ども部次世代育成課	66	133	75	9	12	6						
13	安城市	子育て支援課子育て支援係	51	52	21			48						
14	西尾市	子ども部子育て支援課	26	40	26	1	4	39						
15	蒲郡市	教育委員会庶務課	17	17	13			17						
16	犬山市	教育部	16	19	10	1	10	19						
17	常滑市	福祉部こども課	12	17	9			14	1					
18	江南市	こども政策課	12	19	10			19						
19	小牧市	こども未来部	16	33	16			33						
20	稲沢市	子ども健康部子育て支援課	25	35	23			34						
21	新城市	健康福祉部こども未来課	12	17	13			17						
22	東海市	女性・子ども課	15	20	12			17						
23	大府市	学校教育課	12	31	9			28						
24	知多市	子ども未来部子ども若者支援課	11	19	10			18						
25	知立市	子ども課	7	11	7			11						
26	尾張旭市	こども子育て部こども課	16	21	9			10						
27	高浜市	こども未来部こども育成グループ児童センター	7	8	5			2	1					
28	岩倉市	子育て支援課	7	9	5			9						
29	豊明市	子育て支援課	11	14	9			3						
30	日進市	子育て支援課	27	28	9									
31	田原市	教育部生涯学習課	10	10	18	8	44	10						
32	愛西市	健康福祉部児童福祉課	17	20	12			2				2		
33	清須市	健康福祉部子育て支援課	8	15	8			15						
34	北千代市	福祉部児童課	10	22	10									
35	弥富市	民生部児童課	12	15	8			14						
36	みよし市	子育て支援課	11	15	8			4						
37	あま市	福祉部子育て支援課	16	29	12			28						
38	長久手市	子育て支援課	11	21	6			12						
39	東郷町	こども課	6	12	6			10						
40	豊山町	福祉課子育て支援係	3	4	3			3						
41	大口町	福祉こども課	4	6	3			6						
42	扶桑町	福祉児童課	6	6	4			6						
43	大治町	子育て支援課	3	8	3							8		
44	蟹江町	民生部子ども課	5	11	5			11						
45	飛島村	民生部福祉課	1	1	1			1						
46	阿久比町	民生部子育て支援課	5	10	4									
47	東浦町	健康福祉部児童課保育係	7	12	7			12						
48	南知多町	厚生部福祉課	2	2	6	4	67	2						
49	美浜町	健康・子育て課	2	4	6	4	67	4						
50	武豊町	子育て支援課	4	8	4			8						
51	幸田町	住民こども部こども課	14	14	6			14						
52	設楽町	町民課	3	3	5	2	40	3						
53	東栄町	住民福祉課	1	1	1			1						
54	豊根村	住民課	1	1	1							1		
	合計		1117	1518	967	136	355	649	122	1	80	0	172	0

2018年度実施状況（設置数・運営主体）

	市区町村名	運営主体												法人等の種類											
		父母会委託	父母会補助	父母会補助 なし	父母会代行	NPO法人 委託	NPO法人 補助	NPO法人 補助なし	NPO法人 代行	NPO法人	民間企業 委託	民間企業 補助	民間企業 補助なし	民間企業 代行	民間企業 代行	その他 委託	その他 補助	その他 補助なし	その他 代行	その他 法人	私立 保育園	福祉 法人	その他 の社 会	学校 法人	その他
1	名古屋市								1						53										53
2	豊橋市		22													13					8			2	3
3	岡崎市						14																		
4	一宮市					4			1																
5	瀬戸市	1				14			11																
6	半田市	1				21									3							2		1	
7	春日井市		2				5		6		2														
8	豊川市		6												34							34			
9	津島市								8																
10	碧南市															2					2				
11	刈谷市																								
12	豊田市								39						88							43	30	15	
13	安城市	4																							
14	西尾市															1						1			
15	蒲郡市																								
16	犬山市																								
17	常滑市														2						1				1
18	江南市																								
19	小牧市																								
20	稲沢市														1							1			
21	新城市																								
22	東海市						3																		
23	大府市		2				1																		
24	知多市							1																	
25	知立市																								
26	尾張旭市	1				6			3						1										1
27	高浜市					1									4							3			1
28	岩倉市																								
29	豊明市		1				1		9																
30	日進市						12		8	6						2									2
31	田原市																								
32	愛西市						2			1						2		11	11				1	1	
33	清須市																								
34	北名古屋市					22																			
35	弥富市														1								1		
36	みよし市								8							3									3
37	あま市		1																						
38	長久手市	9																							
39	東郷町								2																
40	豊山町																	1				1			
41	大口町																								
42	扶桑町																								
43	大治町																								
44	蟹江町																								
45	飛島村																								
46	阿久比町					10																			
47	東浦町																								
48	南知多町																								
49	美浜町																								
50	武豊町																								
51	幸田町																								
52	設楽町																								
53	東栄町																								
54	豊根村																								
	合計	16	34	0	0	78	38	1	15	81	9	0	0	187	23	0	12	22	85	34	81				

2018年度実施状況（開設場所）

	市区町村名	開設場所															合計								
		校内専用	校舎内	余裕教室	学校施設	その他の	児童館内	公設専用	公民館内	所内保育	公立園	公立幼稚園	公共施設	その他の	社協専用	所内保育		私立園	私立幼稚園	保護者が建てた専用施設	アパート	民家	院等	神社・寺	等
1	名古屋市			47			15														38	1	2	127	230
2	豊橋市	16		16				15								5			17		1	2	3	9	84
3	岡崎市	4		2				43				8							2		9			3	71
4	一宮市	5		3			54	30		1		2										2	15	6	118
5	瀬戸市			8																1	17				26
6	半田市	3			1															1	1			5	11
7	春日井市	27	5	24			1	4										1		1	2			6	70
8	豊川市	1	3	16	3		8	4		1		2							1					1	40
9	津島市	4							3												1				8
10	碧南市	14			1											2									18
11	刈谷市	16	5	10																					31
12	豊田市	3	66	62								2													133
13	安城市	18	2	4	17			7													3		1		52
14	西尾市	20		16				1				2													39
15	蒲郡市			9			7			1															17
16	犬山市	1	1	4	1		10			1		1													19
17	常滑市			2	1		11									1				1				1	17
18	江南市	10		4								4													19
19	小牧市	17	14				2																		33
20	稲沢市						14	5		3		3													34
21	新城市	3		8				4		1		1													17
22	東海市		2	15															1		2				20
23	大府市	10	4	12			2														2				30
24	知多市	5		10	3																			1	19
25	知立市	5		2			4																		11
26	尾張旭市	2		9			2														8				21
27	高浜市		1				5					1												1	8
28	岩倉市	2		2			5																		9
29	豊明市	1		2			9														2				14
30	日進市	2	3	6						1		8								1				6	27
31	田原市	1		2						7															10
32	愛西市						15									1	1				3				20
33	清須市			1	1		13																		15
34	北名古屋	14	6							2															22
35	弥富市	5					3	2		1		3												1	15
36	みよし市	4		8																				1	15
37	あま市			13			11					5													29
38	長久手市		2	2			8	9																	21
39	東郷町						12																		12
40	豊山町	2					2																		4
41	大口町	3	1				2																		6
42	扶桑町											6													6
43	大治町						3	5																	8
44	蟹江町			3			6	2																	11
45	飛島村	1																							1
46	阿久比町							2											1	2				5	10
47	東浦町						12																		12
48	南知多町			1								1													2
49	美浜町			2	2																				4
50	武豊町	1		5								2													8
51	幸田町	2	2	10																					14
52	設楽町			1			1					1													3
53	東栄町	1																							1
54	豊根村				1																				1
	合計	223	117	350	31	237	122	25	9	1	52	0	9	3	21	6	91	5	21	173				1496	

運営委員会からのお知らせ

1. 会報第 9 号です。関係者の協力で、今号は比較的早く発行できました。これまでと同様に、第 9 回定例研究会の報告・コメント・質疑応答等を録音したものをできるだけ反訳（読みやすく整理）して掲載しました。ご意見・感想等を愛知労働問題研究会・運営委員会（romonken-committee@googlegroups.com）までお寄せください。なお、「発言者」の内容で誤りがありましたら、愛知労働問題研究会（aichiromonken@gmail.com）までお知らせください。

2. 会員および会計状況

6月13日現在の会員数は34（個人30、団体4）で、2019年の協力金は計14,000円（4個人、1団体）です。引き続き協力金（1口1,000円、任意）の拠出をよろしくお願いいたします。

会員名簿および会計（収支）状況は、愛知労働問題研究会のGoogleドライブにある「会員名簿」および「会計」というフォルダに入れてあります（適宜更新します）。会員名簿または会計状況を閲覧したい会員は、当該フォルダの共有（共有アイテム）設定をすれば閲覧できますので、Googleアカウントを作成したうえで、愛知労働問題研究会までアカウント（メールアドレス）をお知らせください。

以上。